



はんしんの現況 DISCLOSURE
2025

令和7年3月期

CONTENTS

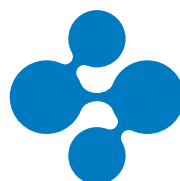
目次

●ごあいさつ	2	●人事教育・福利厚生、けんしんの歩み	17
●トピックス	3	●店舗一覧	18
●社会貢献活動、親睦・交流、サークル活動	4	●経営の内容	19
●令和6年度の事業概況	5	●会計監査人による監査、代表理事の 財務諸表の適正性、内部監査の有効性に ついての確認について	23
●リスク管理態勢	7	●自己資本の充実の状況等について	31
●法令等遵守（コンプライアンス）態勢	9	●中小企業の経営の改善及び 地域の活性化のための取組み状況	41
●経営者保証に関するガイドラインへの対応	10	●開示項目一覧	42
●主要な業務の内容	11		
●苦情処理措置・紛争解決措置等の内容	14		
●総代会制度について	15		
●組織図、役員一覧、総代・組合員数	16		

当組合の概要（令和7年3月31日現在）

本店所在地	滋賀県甲賀市水口町八光2番45号
設立	昭和26年12月15日
預金	1,375億15百万円
貸出金	1,034億66百万円
店舗数	11店舗
常勤役職員数	132人

シンボルマーク



滋賀県信用組合の頭文字“S”をデザイン化したもので、当組合の4つの経営理念を主軸にそれぞれの融合を基礎として無限に広がっていかうとするイメージをデザインしています。

経営理念

当組合は、経営理念として次の4項目を掲げ、中小企業者や勤労者など地域の皆様のための金融機関として、お客様のお役に立てるよう、また皆様にご満足いただけるよう努めております。

1. **けんしん**は、地域みんなのもの
1. **けんしん**は、地域に奉仕する
1. **けんしん**は、地域の信頼に生きる
1. **けんしん**は、地域と共に前進する

今後も地域社会と深くかかわりながら、地域のお客様により一層ご満足いただけるよう努めてまいります。

けんしん 行動訓

1. お客さまを大切に、真心をもって接しよう。
1. 情熱をもって、積極的に取り組もう。
1. 努力を惜しまず、責任をもってやり抜こう。
1. 自己啓発を怠らず、知識の向上に努めよう。
1. 創意工夫をこらし、能率よく仕事をしよう。
1. みんなで力を合わせ、明るい職場をつくろう。

(注) このディスクロージャー誌における、記載金額などの表示は次に基づいています。

1. 各表の金額単位未満の端数は、切り捨てて表示しています。
2. 利回り等の比率は、特に注記がない限り小数点第3位以下を切り捨てて、小数点第2位までを表示しています。

こんにちは **けんしん** です。

ごあいさつ



理事長 青木 和夫

平素は、滋賀県信用組合（けんしん）に格別のご愛顧を賜り、厚く御礼申し上げます。

ディスクロージャー誌「けんしんの現況2025」を作成いたしましたので、ご高覧賜り、当組合に対するご理解をより一層深めていただければ幸いに存じます。

日本経済は、「景気は、緩やかに回復しているが、米国の通商政策等による不透明感がみられる」とされていますが、人手不足や原材料高、賃上げが当組合のお取引先である中小規模事業者へ与える影響は大きく、経営環境は依然として厳しいものと考えられます。

こうした中、当組合においては、地域の皆様に信頼され存在感のある金融機関を目指し、令和6年度は第4次「経営強化計画」の中間年度として、地域の皆様への安定的な金融仲介機能強化と収益性向上に向け役職員が一丸となって「チャレンジ」を合言葉として取り組んでまいりました。

その結果、貸出金は引き続き期末残高・期中平均残高ともに前期比増加しました。他方、預金積金については期末残高・期中平均残高ともに金利上昇に伴う他行との競合により減少しました。

金融機関の本来の実力を示すコア業務純益は380百万円、当期純利益も275百万円を確保することが出来ました。組合員皆様のご支援に感謝を申し上げます、令和7年3月期の出資配当につきましても、10期連続で実施いたします。

今年度は「新たな挑戦」というキーワードのもと、あらゆる面で「挑戦」を実践し、組合員の皆様に寄り添いご融資や経営改善支援等により金融仲介機能を高めていく中で収益力の強化を図り、役職員一丸となって目標達成に取り組むと同時に、地域と共に成長する金融機関として金融サービスの向上に努めてまいります。

今後ともなお一層のご支援、ご愛顧を賜りますよう心よりお願い申し上げます。

令和7年7月

理事長 青木 和夫

トピックス

6月

○定期預金サマーキャンペーンの取扱い
(～8月)



7月

○第37回ふれあい写真コンクール巡回展示開始
(～11月)

「ふれあい」と「滋賀の四季」をテーマとした季節感と人間性のあふれる作品を、地域の皆様からご応募いただき、「ふれあい写真コンクール」を開催しております。入賞作品の中から当組合のカレンダーを作成しており、組合員の皆様に好評をいただいております。



11月

○定期預金ウィンターキャンペーンの取扱い
(～3月)



1月

○地域人材育成に係る相互協力に関する協定の締結

当組合取引先事業者の経営者および従業員に
対し、龍谷大学の「地域公共人材総合研究プロ
グラム」を紹介・入学を推薦できる「提携地域人材育
成に係る相互協力に関する協定」を締結いたしま
した。



地域の皆様とともに

社会貢献活動

毎年9月3日を「しんくみの日」と定め、献血運動、店周清掃活動、店頭にて花の種を配布する「花いっぱい運動」を展開し、「よりよい地域社会づくり」に努めています。

また、例年、「ふれあい写真コンクール」「グラウンドゴルフ大会」等を主催し、地域文化・スポーツの発展にも積極的な応援をしています。



花いっぱい運動

親睦・交流

各営業店で結成されている「けんしん会」等では例年、親睦旅行・セミナー・ゴルフコンペ等を通じてお客様との親睦・交流を深めています。



土山支店県信会女性部親睦旅行



本店営業部けんしん会ゴルフコンペ

お取引先支援

「しんくみ食のビジネスマッチング展」への参加、「けんしんビジネスマッチング」業務の積極的な取り組み等により、お取引先の本業支援に取り組んでおります。



「けんしんビジネスマッチング」に関する動画は
左記QRコード®からご覧になれます。

サークル活動

けんしん年金友の会 信悠クラブ

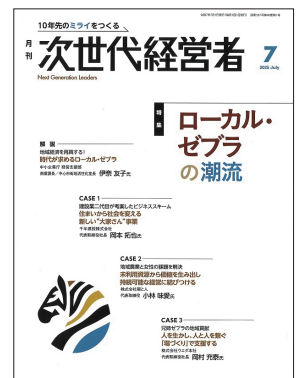
各種年金の受け取り口座を当組合にご指定の方(ご予約の方を含む)によるサークルです(会費無料)。

会員特典

- ご入会プレゼント
- 優遇金利適用サービス
(年金お受け取りの方、一部制限あり)
- お誕生日プレゼント 等

滋賀けんしん ニュービジネスクラブ SNBC

事業者の方々によるサークルです。
会員の方々に様々なビジネス情報を
提供しています。



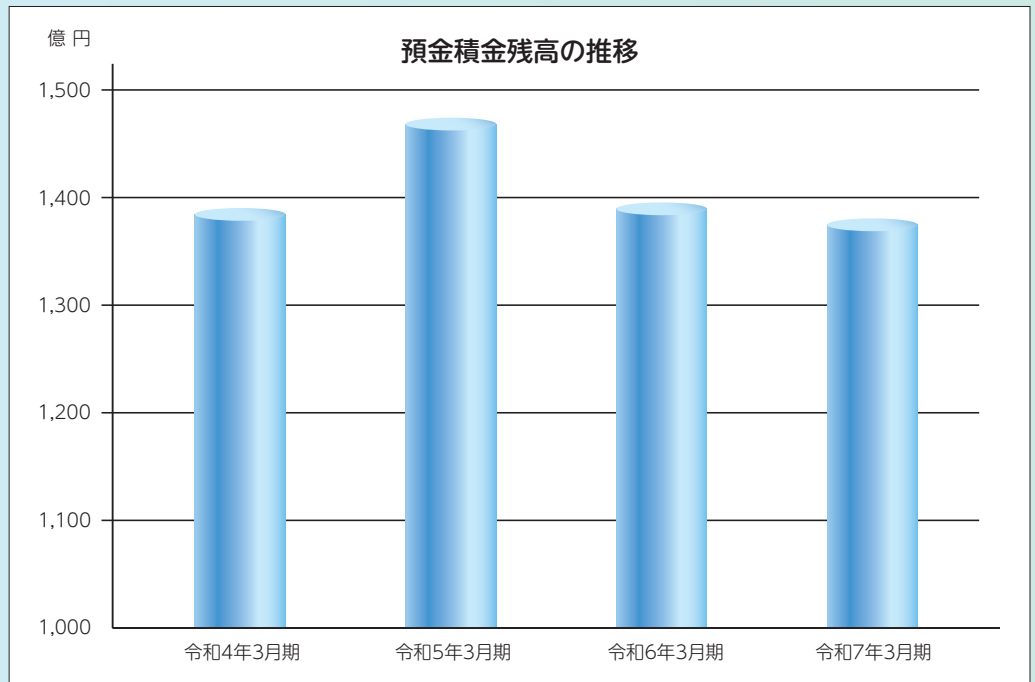
月刊誌「次世代経営者」

令和6年度の事業概況

令和6年度は第4次経営強化計画の中間年度として、地域の皆様への安定的な金融仲介機能強化と収益性向上に向け役職員が一丸となって取り組んでまいりました。このような中、お取引先様の資金繰り支援に積極的に取り組んだこと等により、貸出金は引き続き増加しました。他方、預金積金については金利上昇に伴う他行との競合等により減少しました。預金平均残高も前期末に大口の地方公共団体預金の払戻しがあった影響で減少しました。この結果、貸出金利息収入は引き続き増加し、金利上昇を受け余資運用収益も増加したこと等により預金積金支払利息の増加があったものの、資金利益は増加しました。また、ビジネスマッチングや不動産関連の手数料収入等の増収と経費抑制に努めたこと等により「コア業務純益」は前期比45百万円増加の380百万円となりました。当期純利益は償却債権取立益が増加しましたが、貸倒引当金繰入額の増加等により前期比47百万円減少の275百万円となりました。これからもお取引先の皆様への感謝の気持ちを第一に、より一層信頼される金融機関となるべく役職員全員で取り組んでまいります。

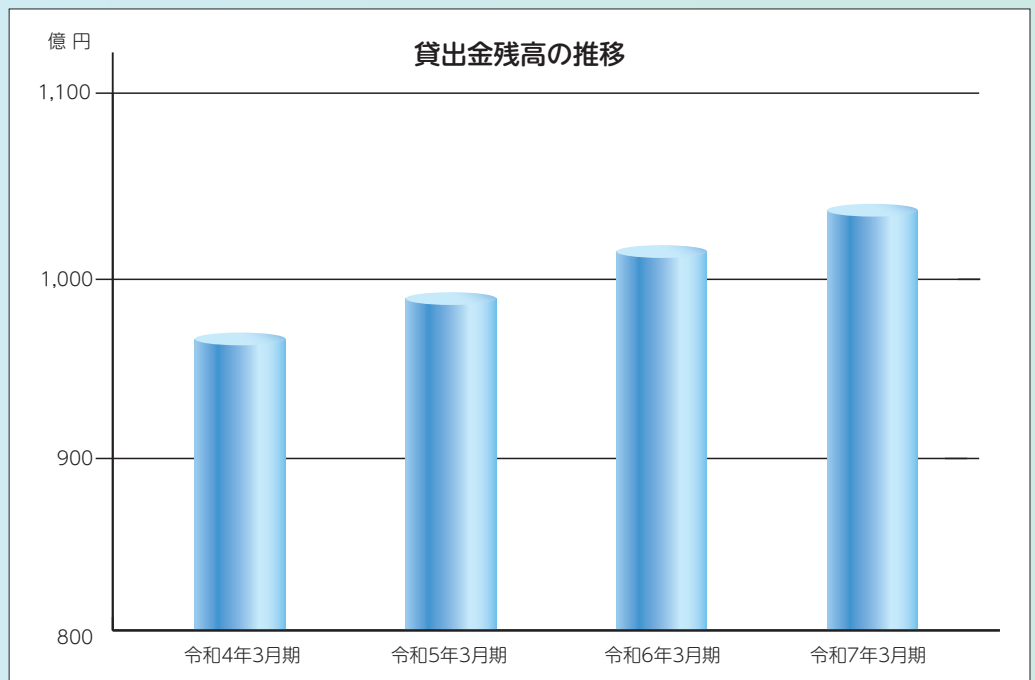
(1) 預金

令和6年度の期末預金残高は、地方公共団体預金や個人定期預金の払戻し等があり、1,375億円と前期末比14億円の減少となりました。



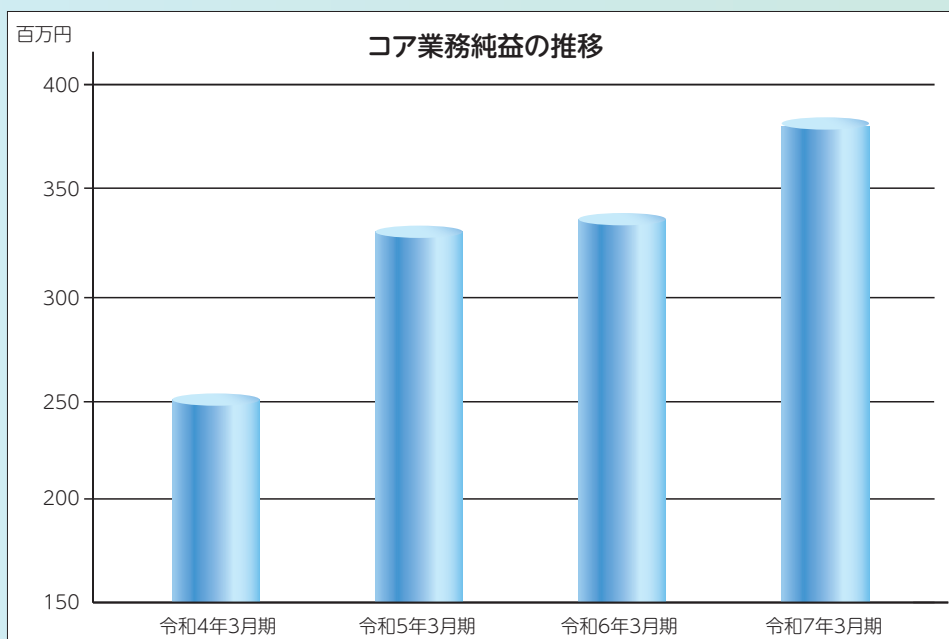
(2) 貸出金

役職員一丸となって、推進活動に努め、貸出金期末残高は、前期末比23億円増加の1,034億円となりました。



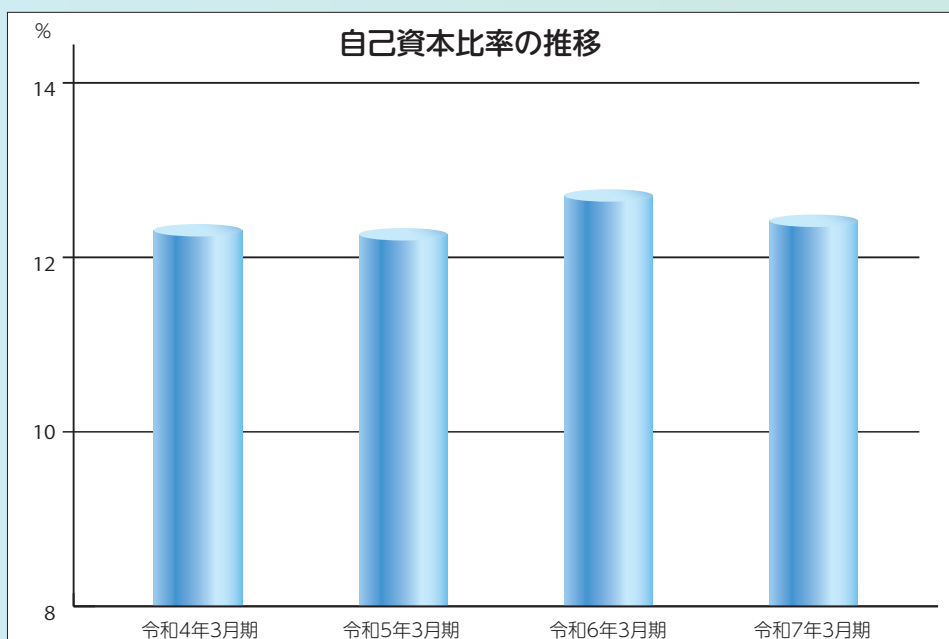
(3)コア業務純益

貸出金・役務収益の増強と経費削減に努めたことより、「コア業務純益」は380百万円を確保することができました。



(4)自己資本比率

平成26年12月に公的資本90億円の注入を受けており、令和7年3月期の自己資本比率は12.42%と、健全性の基準である4%を大幅に上回っております。



主な経営指標の推移

(金額単位：百万円)

	令和4年3月期	令和5年3月期	令和6年3月期	令和7年3月期
預金積金残高	138,521	146,951	138,993	137,515
出資金残高	8,095	8,098	8,126	8,130
貸出金残高	96,271	98,522	101,156	103,466
有価証券残高	21,877	18,740	14,889	12,600
資金利益	1,659	1,678	1,677	1,692
業務純益	206	328	334	371
コア業務純益	248	329	335	380
当期純利益	198	273	323	275
単体自己資本比率(%)	12.31	12.26	12.71	12.42

リスク管理態勢

金融の自由化・国際化の進展や金融技術の高度化に伴い、金融機関の抱えるリスクは多様化・複雑化しており、金融機関経営にとってリスク管理の重要性はますます高まっています。

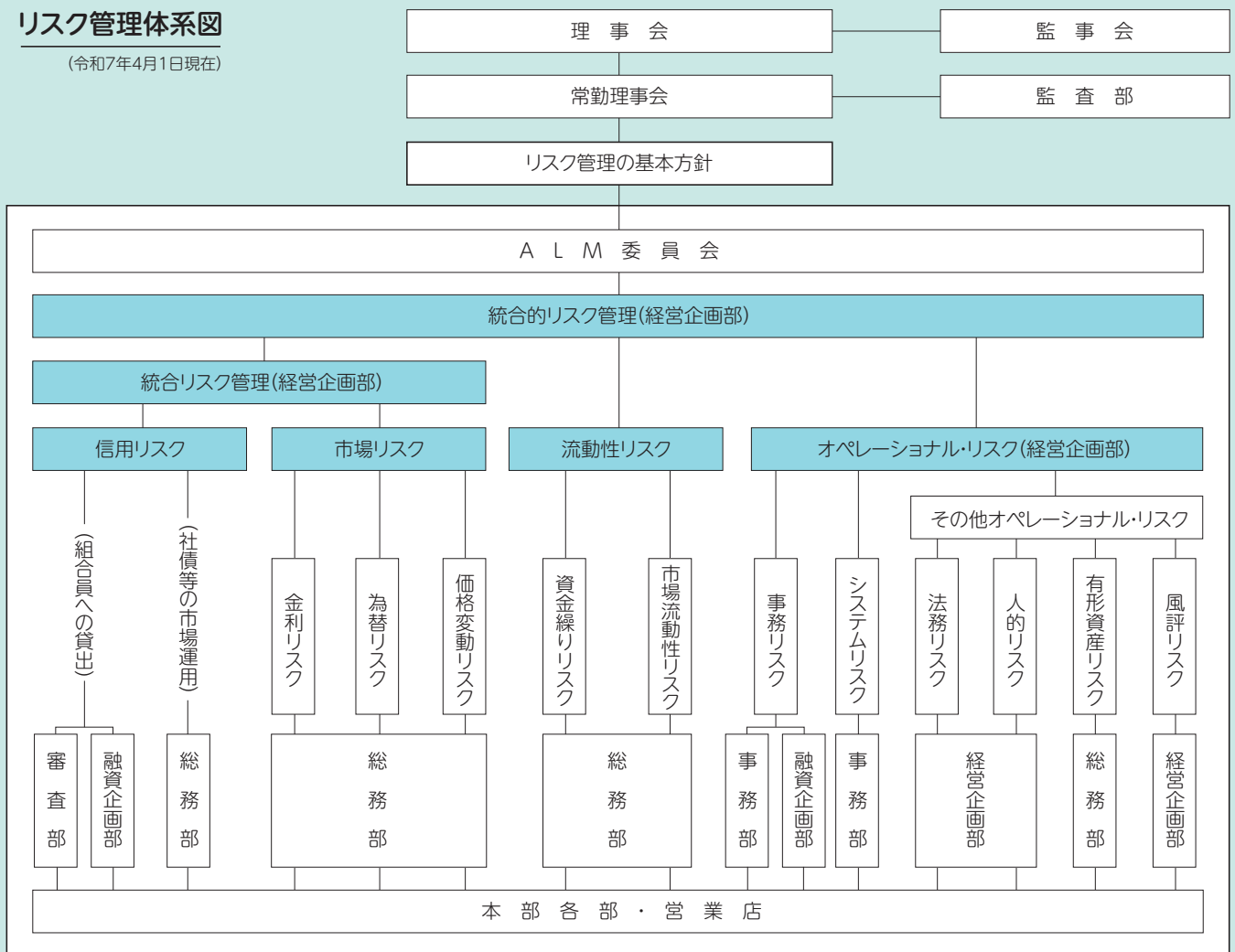
こうした経営環境を踏まえ、当組合は、直面する各種リスクを適切に管理し経営の健全性を維持するため、「リスク管理態勢の強化」を経営の重点施策として位置づけ、リスク管理方針のもとに健全性の維持と収益性の向上の双方にバランスのとれた経営に取り組んでいます。

1. リスク管理体制

主要なリスクである、信用リスク、市場リスク、流動性リスク、オペレーショナル・リスクの管理について、それぞれの管理部署を定めるとともに、ALM委員会を開催して各種リスクの管理状況を分析・評価のうえ、必要に応じて改善を図っています。

リスク管理体制図

(令和7年4月1日現在)



2. 統合的リスク管理

「統合的リスク管理」とは、金融機関に内在する各種リスクについて、これを一元的に管理し総体的に捉えて、その総体的なリスクを経営体力と比較・対照することにより、業務の健全性を確保することを目的としています。統合的リスク管理部署は、管理対象リスクのうち定量的に評価している信用リスク、市場リスク、オペレーショナル・リスクのリスク量を合算し、流動性リスクと風評リスクについては、リスク顕在化時にその影響度を評価することで、統合的リスク管理を行っています。また、リスク資本および経営体力と比較・検証のうえ、ALM委員会に報告し対応を協議しています。

3. 各種リスク管理

■ 信用リスク

「信用リスク」とは、取引先の倒産や財務状況の悪化などにより、金融機関の資産の価値が減少ないしは消滅し、損失を被るリスクのことをいいます。当組合では、「クレジットポリシー」に定めた融資に関する基本原則を遵守し、お取引先の財務内容や資金使途、返済能力などを勘案した厳正かつ総合的な審査を行っています。また、半年毎に適切な資産の自己査定を行い、業況が芳しくないお取引先に対する日常の業況管理の徹底や経営改善支援等を通して資産内容の健全化に努めています。さらに、信用リスク管理強化のためには人材育成が不可欠との観点から、研修の充実により、職員の信用リスク管理能力アップに努めています。

■ 市場リスク

「市場リスク」とは、金利・株価・外国為替相場等の変動によって金融機関の資産及び負債の価値が変動し損失を被るリスクのことをいいます。当組合では、市場リスクの管理対象を、預け金及び有価証券取引としています。特に有価証券については、サブプライムローン問題やリーマンショックを経て運用対象をリスクの小さな商品に切り替え、リスクを適正にコントロールし、収益性と健全性を両立させていくことに努めています。

■ 流動性リスク

「流動性リスク」とは、運用と調達のミスマッチや予期せぬ資金の流出などにより必要な資金が確保できなくなり、資金繰りがつかなる場合や、資金の確保に通常よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされることにより損失を被るリスクのことをいいます。当組合では、預金や貸出金の動向を随時チェックするとともに、資金繰りに万全を期すため、支払準備資産の維持・確保に努めています。

■ オペレーショナル・リスク

「オペレーショナル・リスク」とは、業務の過程、役職員の活動もしくはシステムが不適切であること、または外生的な事象により金融機関が損失を被るリスクのことをいいます。対象リスクである事務リスク、システムリスク、法務リスク、人的リスク、有形資産リスク、風評リスクについては、それぞれの所管部署が管理すべきリスクを特定し、発生する可能性および影響の大きさを勘案のうえ管理方法を定めリスクの低減を図っています。

①事務リスク

「事務リスク」とは、役職員が事務処理でミスが発生させたり、あるいは事故や不正などを起こすことにより金融機関が損失を被るリスクです。当組合では、内部事務規程の整備、機械化・システム化による手作業事務処理の削減、適切な事務指導の実施等により、事務リスクの軽減を図っています。

②システムリスク

「システムリスク」とは、コンピュータシステムの停止又は誤操作等、システムの不備、さらにはコンピュータの不正使用等により金融機関が損失を被るリスクです。当組合では、信組共同センター（SKC）を利用していますが、万一障害が発生した場合の対応策を定めるなど、必要な対策を講じています。

③法務リスク

「法務リスク」とは、法令、内部規程・要領、通達等や契約等の違反、不適切な契約を締結する等により金融機関が損失を被るリスクです。当組合では、コンプライアンス統括部署やコンプライアンス担当者等にてチェックや管理を行っています。

④人的リスク

「人的リスク」とは、人事運営上の不公平・不公正（報酬・手当・解雇等の問題）・差別的行為（セクシャルハラスメント等）、犯罪により損失・損害を金融機関が被るリスクです。

⑤有形資産リスク

「有形資産リスク」とは、災害や資産管理の瑕疵などの結果、有形資産の毀損や執務環境などの質の低下などにより、金融機関が物的損失を被るリスクです。

⑥風評リスク(レピュテーションリスク)

「風評リスク」とは、風評の流布などによって金融機関が損失を被るリスクです。当組合に対する風評リスクの顕在化が経営に大きな影響を与える可能性があることを常日頃から認識し、正確かつ適切な情報開示に努めています。また、当組合では、お客様からの苦情・相談窓口として、「お客様相談室」を設置し、地域の皆様方の声がスピーディーに業務に反映できるよう体制整備を図っています。

法令等遵守(コンプライアンス)態勢

地域に根ざした金融機関として、当組合が組合員の皆様やお客様からのゆるぎない「信頼」を確保するためには、地域の幅広いニーズにお応えし、より強固な経営基盤を確立するとともに、コンプライアンス（法令等遵守）重視の経営を実践していくことが大切であると考えています。

当組合では、「信用が最大の財産ともいえる金融機関にとって、コンプライアンスは、経営の健全性を高め社会からの「信頼」を確かなものとする基本原則である。」と認識し、コンプライアンス基本方針を定め、次のとおり着実な取り組みを行っています。

1. コンプライアンス基本方針

1. 社会的責任と公共的使命の遂行	私達は、地域社会の健全な発展に貢献する金融機関を目指します。そのために、「けんしん」の社会的責任と公共的使命を自覚し、地域経済の安定的な発展に貢献するとともに、地域社会の一員として「信頼」される地位を確保すべく努めます。
2. 質の高い金融サービスの提供	私達は、お客様に支持される金融機関を目指します。そのために、常にお客様のニーズに真に合致するサービスは何かを考え、質の高い最良の金融サービスを提供することにより、お客様の「信頼」と満足を獲得します。
3. 健全経営の堅持	私達は、健全経営を堅持する金融機関を目指します。そのために、経営体質の強化と経営基盤の拡充に努め、安定した成長と健全経営を堅持するとともに、経営情報を積極的に開示することで、組合員、お客様、社会からの「信頼」を確立します。
4. 活力ある職場づくり	私達は、役職員が誇りと働き甲斐を持って、いきいきと働ける職場を目指します。 そのために、働く者の人権を尊重するとともに、人材の育成を図り、内部的な「信頼」の高い活力のある企業風土をつくります。
5. 誠実かつ信頼される職務遂行	私達は、法令・諸規程・通達や企業倫理を遵守し、誠実に仕事を遂行する「信頼」される金融機関を目指します。

2. コンプライアンス・マニュアル

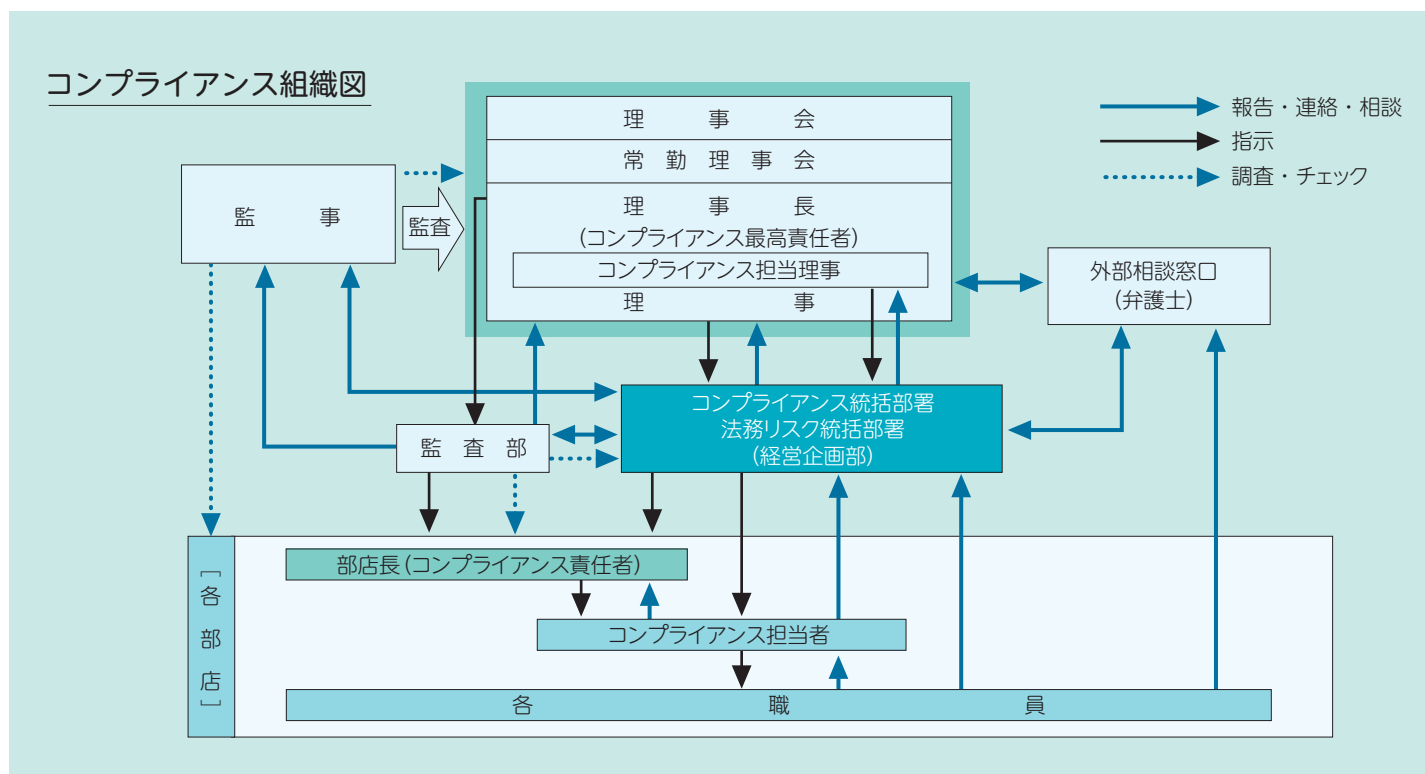
コンプライアンスの基本方針、行動基準、運営体制などを手引書としてまとめた「コンプライアンス・マニュアル」を全役職員に配布しています。

3. コンプライアンス・プログラム

当組合のコンプライアンスを実現するための具体的な実践計画として、毎年度コンプライアンス・プログラムを策定し、各年度のコンプライアンス重点課題に取り組んでいます。平成30年度のコンプライアンス・プログラムから、マネー・ローンダリング、テロ資金供与及び拡散金融対策の取組強化も重点課題に掲げています。

4. 運営体制

実効性あるコンプライアンス態勢整備を進めるため、理事長を「コンプライアンス最高責任者」とし、コンプライアンス統括部署を設置するとともに、営業店及び各部にコンプライアンス担当者を置き、相互に連携を取りながら、全役職員がコンプライアンスの実践に取り組んでいます。また、令和5年4月にマネー・ローンダリング・テロ資金供与対策室を事務部内に設置しており、マネー・ローンダリング、テロ資金供与及び拡散金融対策の態勢整備を図っています。



経営者保証に関するガイドラインへの対応

「経営者保証に関するガイドライン」への取組方針

当組合では、「経営者保証に関するガイドライン」の趣旨をふまえ、本ガイドラインを遵守・尊重してまいります。

事業性融資における経営者保証については一律的・機械的に取得することなく、お客さまの意向や状況に応じて、保証契約の必要性を十分に検討するとともに、経営者保証を頂く場合には、その理由や範囲等について真摯にかつ丁寧に説明し、お客様にご理解・ご納得をいただきますよう努めてまいります。

1. お客さまと保証契約を締結する際、保証人の見直しの申出の際、主に以下の点について確認を行い、その上で保証金額や代替的融資手法の活用を含め総合的な検討を行います。

- ① 法人と経営者個人の資産・経理が明確に分離されている。
- ② 法人と経営者の間の資金のやりとりが、社会通念上適切な範囲を超えない。
- ③ 法人のみの資産・収益力で借入返済が可能と判断し得る。
- ④ 法人から適時適切に財務情報等が提供されている。
- ⑤ 経営者等から十分な物的担保の提供がある。

審査の結果、保証をご提供いただく場合、「どの部分が十分でないために保証契約が必要となるのか」「どのような改善を図れば保証契約の変更・解除の可能性が高まるか」等につきましてご説明させていただきます。また、将来的な保証契約の見直しに向けた経営改善のお手伝いをさせていただきます。

2. 万一、保証履行を請求せざるを得ない状況の場合にも、一律に保証金額の全額に対して請求を行うものではなく、保証履行時のお客さまの資産状況等を勘案したうえで履行の範囲を決定します。

3. お客さまから保証契約の変更・解除のお申出があった場合は、主に上記1. ①～⑤について検討し、改めて保証の必要性や適切な保証金額について真摯かつ柔軟に対応します。

経営者保証相談窓口

【当組合本部】

滋賀県信用組合 審査部 金融円滑化推進室

受付日：月曜日～金曜日（祝日および組合の休業日は除く）

受付時間：9時～15時

電話：0748-62-4118

※ 尚金融庁は令和5年4月1日から『経営者保証ホットライン(情報提供窓口)』を設置しています。

「経営者保証に関するガイドライン」の取組状況

令和6年度に当組合において、「新規に無保証で融資した件数」は476件、「新規融資に占める経営者保証に依存しない融資の割合」は26.02%となっております。

主要な業務の内容

預金業務

(令和7年7月1日現在)

預金の種類	しくみと特色	期 間	お 預 け 入 れ 額
総合口座	一冊の通帳に普通預金と定期預金をセット。給与・年金・配当金の自動受取、公共料金の自動支払などの便利なサービスをご利用いただけます。セット定期預金の90%(最高200万円)まで自動融資がご利用になれます。財産管理と家計簿がわりにご利用ください。	出し入れ自由	1円以上
普通預金	日常の出し入れを始め給与・年金・配当金の自動受取、公共料金などの自動支払にご利用ください。お引き出しはキャッシュカードが便利です。	出し入れ自由	1円以上
決済用預金 (無利息型普通預金)	普通預金と同様に、いつでも出し入れ自由で自動支払等の口座としてご利用いただけます。お利息は付きませんが(無利息)預金保険制度により全額保証されている預金です。	出し入れ自由	1円以上
貯蓄預金	いつ使うかわからないある程度まとまった資金を預け入れるのに最適な個人向けの預金です。給与・年金・配当金の自動受取、公共料金の自動支払はできませんが、お引き出しは、キャッシュカードもご利用いただけます。	出し入れ自由	1円以上
当座預金	商取引に安全で便利な手形、小切手をご利用いただけます。	出し入れ自由	1円以上
通知預金	まとまったお金の短期間の運用に最適な預金です。お引き出しの2日前までにご通知をいただきます。	7日以上	5,000円以上
定期預金	今すぐお使いにならない余裕金、ボーナスなどのまとまったお金を有利に増やす預金です。		
大口定期預金	最低預入金額は1千万円です。預入期間が1か月から5年以内と幅広いため、大口資金の運用にキメ細かくお応えします。	1か月～5年	1,000万円以上
スーパー定期預金	今すぐお使いにならない余裕金、ボーナスなどのまとまったお金を有利に増やす預金です。満期日に自動的に継続する自動継続定期もあります。	1か月～5年	100円以上
期日指定定期預金	有利さと便利さをかねそなえた定期預金です。利息は1年ごとの複利計算。1年据置後なら、1か月前までの連絡で、自由に満期日の指定、元金の一部(1万円以上)引き出しができます。	据置期間…1年 最長預入期間…3年	100円以上 300万円未満
積立定期預金	好きな金額をお好きな時に積み立てられます。まとまった資金づくりに最適です。	自由	100円以上
定期積金	大きな夢や計画を実現させるために、毎月一定額を積み立てていただく預金です。	6か月～5年	1,000円以上
財形預金	給与、ボーナスからの天引き預金で、知らず知らずのうちにたまります。		
一般財形預金	使いみちが自由な財形預金です。	3年以上	100円以上
財形年金預金	豊かな老後を送るための資金を計画的に貯蓄する預金です。財形住宅と合計して550万円まで非課税となります。	積立期間…5年以上 据置期間…6か月～5年 受取期間…5年～20年	100円以上
財形住宅預金	マイホームの取得や増改築のための預金です。財形年金と合計して、550万円まで非課税となります。	5年以上	100円以上

融資業務

(令和7年7月1日現在)

融 資 の 種 類	資 金 使 途 ・ 特 徴	融 資 金 額	融 資 期 間	担 保 ・ 保 証
住宅ローン	住宅の新築、増改築、住宅の購入並びに住宅用地の購入資金など	10,000万円以内	原則50年以内	担保／融資対象の不動産保証／全国保証
固定金利選択型住宅ローン	固定金利特約の場合、3年・5年・10年毎固定金利型を選択できます。	10,000万円以内	原則50年以内	担保／融資対象の不動産保証／全国保証
リフォームローンワイド	リフォーム関連資金(増改築・修繕等資金、電化対応・エコ給湯対応・バリアフリー対応等資金)、他金融機関のリフォーム資金に関するローンの借換資金等	1,000万円以内	6か月以上15年以内	保証／全国しんくみ保証
カーライフローン	自家用車(自動二輪含む)購入資金、免許取得、車検、修理、カー用品購入費用、他金融機関のマイカーローンの借換資金	1,000万円以内	6か月以上10年以内	保証／全国しんくみ保証 (保証料一括先払い方式)
マイカーローン	マイカー、バイク(50cc以上)の購入資金、免許取得、車検、車庫設置、カー用品購入費用など	500万円以内	6か月以上10年以内	保証／三井住友カード
奨学ローン	受験にかかる費用、入学時にかかる費用、在学中にかかる費用、他金融機関の教育ローンの借換資金	1,000万円以内	6か月以上10年以内	保証／全国しんくみ保証 (保証料一括先払い方式)
教育ローン極度型「チャンス」	受験時にかかる費用、入学時にかかる費用、在学中にかかる費用	極度額100万円～500万円(50万円刻み)	1年(更新)	保証／全国しんくみ保証
フリーローンチョイス	使途自由	1,000万円以内	6か月以上15年以内	保証／全国しんくみ保証
フリーローン「ビッグ」	使途自由	1,000万円以内	6か月以上10年以内	保証／ドコモ・ファイナンス
フリーローン「エース」	使途自由(事業性資金は除く)	500万円以内	6か月以上10年以内	保証／ライフカード
スーパーフリーローン	使途自由(事業性資金は除く)	500万円以内	6か月以上10年以内	保証／クレディセゾン
スーパービジネスローン	事業性資金	500万円以内	6か月以上10年以内	保証／クレディセゾン
目的ローン	資金使途が明確な資金[資金使途証明が必要](事業性資金、旧債務返済資金は除く)	500万円以内	6か月以上7年以内	保証／全国しんくみ保証
スピードカードローン (便利屋さん)	使途自由(事業性資金、旧債務返済資金は除く)	極度額10万円、20万円、30万円、40万円、50万円	1年(更新)	保証／全国しんくみ保証
カードローンアラカルト	使途自由(事業性資金、旧債務返済資金は除く)	極度額50万円、100万円、200万円、300万円	1年(更新)	保証／全国しんくみ保証
事業者サポートローン 「活力」	営業エリア内の事業先への金融支援を目的とした資金です。	700万円以内	運転5年以内 設備7年以内	当組合所定
事業者ローン「エース」	事業資金を迅速に対応します。	500万円以内	6か月以上10年以内	保証／ライフカード
不動産担保ローン 事業性資金型	事業資金を迅速に対応します。 (抵当権設定)	300万円以上 5,000万円以下 (不動産関連資金は3億円以下)	1年以上25年以内	保証／セゾンファンデックス
不動産担保ローン 消費性資金型	使途自由(事業性資金・投機資金は除く) (個人対象)	300万円以上 5,000万円以下 (不動産関連資金は1億円以下)	1年以上25年以内	保証／セゾンファンデックス

この他にも、手形割引、手形貸付、証書貸付などの一般事業資金融資、各種地方公共団体制度融資、代理貸付業務を取扱っております。
各種ローンの詳細につきましては、当組合本支店窓口におたずねください。商品説明書をご用意しています。

【代理貸付取扱先】

全国信用協同組合連合会、日本政策金融公庫、商工組合中央金庫、独立行政法人福祉医療機構など

主要な業務の内容

サービス業務

●給与振込

毎月の給料やボーナスが安全確実にお客様のご指定いただいた預金口座に振り込まれます。給料日に出張や休暇が重なっても受け取りができます。

●年金・配当金の自動受取

厚生年金・国民年金などの各種年金や株式配当金などが、一度の手続きで毎回ご指定いただいた預金口座に振り込まれますので、受け取りの手間が省け便利です。

●為替(振込・送金・取立)

全国の信用組合をはじめ、全国各地の銀行・信用金庫・農協・ゆうちょ銀行とワイドなネットで結ばれています。早く安全・確実な振込、送金、手形・小切手の取立サービスをご利用ください。

●国債の窓口販売

個人向け国債を販売しております。政府が発行する安全で確実な国債を皆様の計画的な財産づくりにお役立てください。

●しんくみ相続信託

申込人(ご本人さま)からお預かりしたご資金を、申込人(ご本人さま)に相続が発生した際に、あらかじめご指定いただいた受取人の方に一括でお渡しする商品です。

相続が発生したとき、複雑な手続きに悩まされることなく、スムーズに受取人がご資金を受け取ることができます。

●インターネットバンキングサービス(個人向け)

ご自宅等のパソコンやスマートフォンを使用して、お取引口座の残高照会・入出金明細照会、振込・振替や税金・各種料金等の払込(ペイジー)等が自宅やお出かけ先から利用できるサービスです。

●ビジネスバンキングサービス(法人・個人事業者向け)

オフィス等のパソコンを使用して、お取引口座の残高・入出金明細の照会サービスがご利用いただけます。さらに、お取引口座から当組合の本支店および他金融機関への振込・振替や、税金・各種料金等の払込(ペイジー)ができます。また、総合振込や給与(賞与)振込など一度に多数の振込を一括して行うことができる便利なサービスです。

●でんさいネットサービス

手形に代わる新たな決済手段である「でんさい(電子記録債権)」をご利用いただけるサービスです。「でんさい」は手形と同等の機能を持ち、発生や譲渡などをビジネスバンキングを利用して、また窓口にて行う事ができます。印紙税や搬送代が不要になるなどのメリットがあります。ご利用申込みについては、最寄りの営業店窓口までお問い合わせ下さい。

●キャッシュカード

当組合のキャッシュコーナーをはじめ、全国各地の信用組合、都市銀行、地方銀行、信用金庫、農協、コンビニのキャッシュコーナーで預金のお引き出しができます。

●ビジネスマッチング

リレーションシップバンキングの機能強化の一環として、事業性お取引先に対する経営支援のため、当組合のお取引先同士との商談の場を有償にて設定させていただきます。

当組合のキャッシュカードは
セブン銀行ATMで24時間ご利用いただけます。

曜日	0:00	8:45	9:00	14:00	18:00	24:00
平日						
土曜日						
日曜日・祝日						

0円 110円(税込)

平日8時45分～18時・土曜日の9時～14時は手数料0円！

- 「残高照会」はすべて「無料」です。
- サービスの内容
当組合のキャッシュカードによる「お預入」「お引出し」「残高照会」(通帳による取引はできません)。
- ご注意事項
ATMの設置店舗が24時間営業でない場合、ATMが利用可能な時間帯であっても、閉店時には利用できません。ATMが設置されていない店舗では、利用できません。
- ATM設置場所
セブン銀行のホームページをご覧ください。

 セブン銀行ATMは、セブン-イレブンに設置してあります。

●滋賀どこでもATMネット

個人のお客さまが、県内6金融機関(滋賀銀行、滋賀中央信用金庫、湖東信用金庫、長浜信用金庫、滋賀県民信用組合、当組合)のキャッシュカードで、県内6金融機関のATMをご利用の場合、平日8:45～18:00のご利用手数料が0円になります。



●保険商品の窓口販売

ゆとりあるセカンドライフのために「個人年金保険」、一生の医療保障のための「医療保険」「がん保険」、働きなくなることによる収入減少に対応するための「退職保険」、その他「認知症保険」、「事業活動総合保険」等のお取り扱いをいたしております。また、住宅ローンをご利用のお客様に、長期火災保険をご用意しております。

●しんくみアプリ with CRECO

個人のお客さま向けにスマートフォンでご利用いただける口座管理アプリです。

当組合の普通預金キャッシュカードをお持ちの個人のお客さまは、どなたでも無料で、普通預金の残高・入出金明細、定期預金明細を手軽に便利にご覧いただけます。

また、クレジットカードや電子マネーもご登録いただくことで、一元的に口座を管理することができます。

アプリのダウンロードはこちらから
(iOS・Android)



●パソコン・スマートフォンからのローン申込み

インターネットで便利に各種パーソナルローンを「フリーローンビッグ」と「スーパーフリーローン」、「スーパービジネスローン」、「しんくみローンサーチ」のサイトからお申込みいただけます。

●キャッシュレス決済

BankPayやJ-CoinPay、PayPayなどのキャッシュレス決済サービスとの連携によりお客さまのスマートフォンでキャッシュレス決済をご利用いただけます。

苦情処理措置・紛争解決措置等の内容

苦情処理措置

当組合では、お客様により一層のご満足をいただけるよう、お取引に係る苦情等を受け付けております。

※苦情等とは、当組合との取引に関する照会・相談・要望・苦情・紛争のいずれかに該当するもの及びこれらに準ずるものをいいます。

当組合のお申し出窓口

「お取引店舗」または下記窓口「お客様相談室」までお申し出ください。

窓 口	滋賀県信用組合 お客様相談室
受 付 日	月曜日～金曜日(祝日および当組合の休業日は除く)
受 付 時 間	午前9時～午後5時
電 話	0748-62-4100
住 所	〒528-0021 滋賀県甲賀市水口町八光2番45号

なお、苦情等対応の手続きについては、当組合ホームページをご覧ください。

ホームページアドレス <https://www.shigaken.shinkumi.jp>

保険業務に関する苦情は下記機関でも受け付けております。

一般社団法人 生命保険協会 生命保険相談所 (電話:03-3286-2648)

一般社団法人 日本損害保険協会 そんぽ ADR センター (電話:0570-022-808)

紛争解決措置

東京弁護士会 紛争解決センター **電話：03-3581-0031**

第一東京弁護士会 仲裁センター **電話：03-3595-8588**

第二東京弁護士会 仲裁センター **電話：03-3581-2249**

ご利用を希望されるお客様は、上記滋賀県信用組合お客様相談室またはしんくみ相談所までお申し出ください。また、お客様から各弁護士会に直接お申し出いただくことも可能です。なお、前記弁護士会の仲裁センター等は、東京都以外の各地のお客様にもご利用いただけます。

仲裁センター等では、東京以外の地域の方々からの申立について、当事者の希望を聞いたうえで、アクセスに便利な地域で手続を進める方法もあります。

①移管調停：東京以外の弁護士会の仲裁センター等に事件を移管する。

②現地調停：東京の弁護士会の斡旋人と東京以外の弁護士会の斡旋人が、弁護士会所在地と東京を結ぶテレビ会議システム等により、共同して解決に当る。

※移管調停、現地調停は全国の弁護士会で実施している訳ではありませんのでご注意ください。具体的内容は仲裁センター等にご照会ください。

窓 口	一般社団法人 全国信用組合中央協会 しんくみ相談所
受 付 日	月曜日～金曜日(祝日および協会の休業日は除く)
受 付 時 間	午前9時～午後5時
電 話	03-3567-2456

地域の皆様の最も身近な金融機関として

総代会制度について

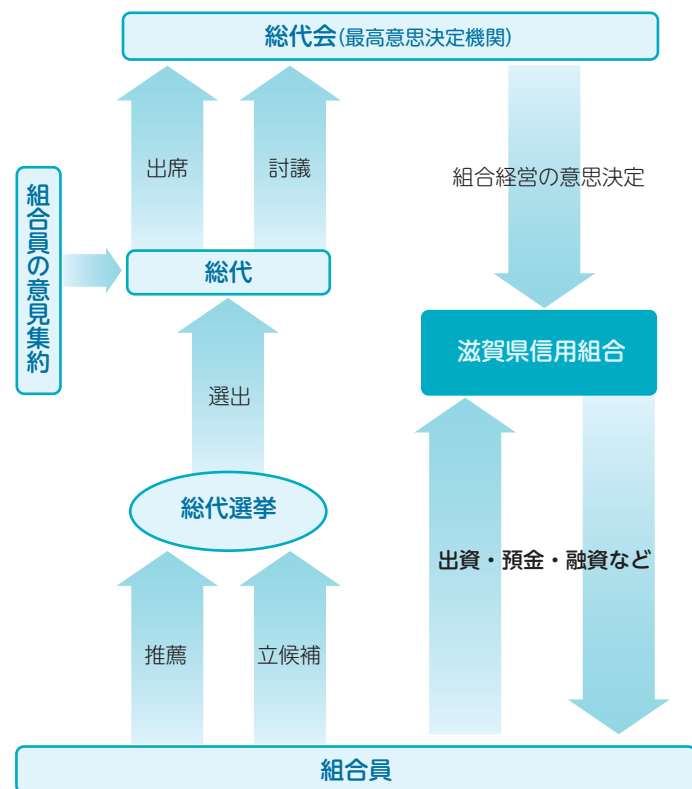
1. 総代会制度について

組合員は出資口数に関係なく、一人一票の議決権及び選挙権を持ち、総会を通じて信用組合の経営等に参加することができます。しかし、組合員が多いと総会の開催は事実上不可能なため、中小企業等協同組合法(第55条)によって、組合員の総数が200人を超える信用組合において定款の定めるところにより総代会を設置することができるとされています。

当組合においても組合員皆様の意見を適正に反映し、充実した審議を確保するため、総会に代えて総代会制度を採用しています。

この総代会は、組合員一人ひとりの意見を信用組合の経営に反映するため、組合員の中から選出された総代により運営されます。

■ 総代会のしくみ



2. 総代の任期と定数と選出方法(令和7年6月末現在)

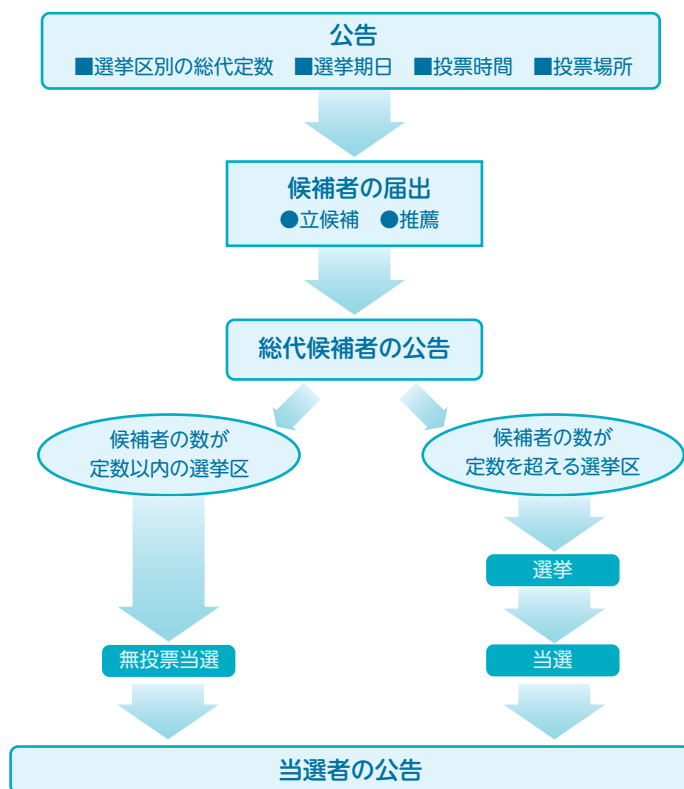
(1) 総代の任期と定数

- ・総代の任期は3年です。
- ・総代の定数は110人以上130人以内と定款に定めております。
- ・総代数は128名です。

(2) 総代の選出方法

総代は、組合員の代表として、組合員の総意を経営に反映させる重要な役割を担っております。従って、総代は定款の定めるところにより、組合員が組合員の中から選挙により選出いたします。

■ 総代選出までの手続き



3. 第74期通常総代会の決議事項について

令和7年6月27日開催の当組合通常総代会において、下記の議案を付議、それぞれ原案通り承認可決されました。

記

報告事項	第74期(自令和6年4月1日 至令和7年3月31日) 事業報告並びに貸借対照表及び損益計算書報告の件
決議事項	
第1号議案	第74期剰余金処分案承認の件
第2号議案	第75期(自令和7年4月1日 至令和8年3月31日) 事業計画書及び収支予算書承認の件
第3号議案	組合員の除名の件
第4号議案	理事・監事全員任期満了による改選の件

総代の選挙区と総代名簿

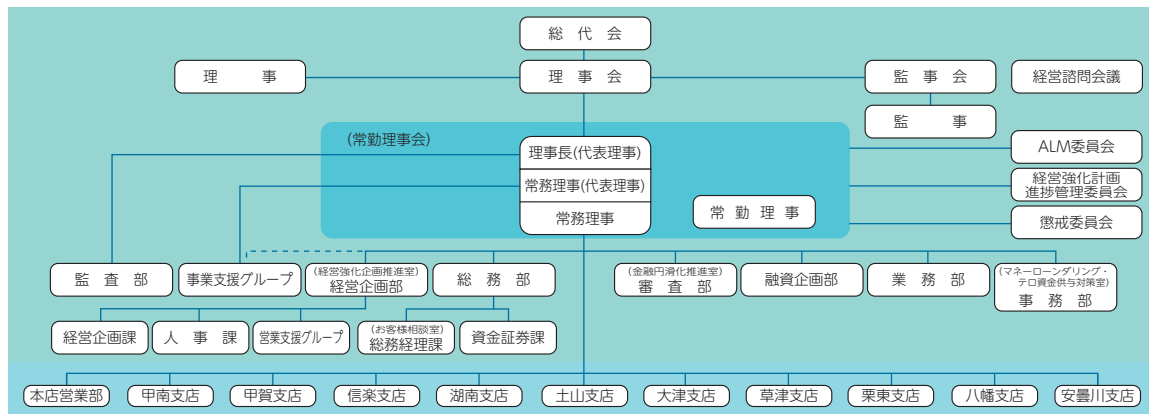
(令和7年6月末現在)

選挙区	対象営業店（地域）	定数	実数	氏名（敬称略：五十音順）				
第1地区	本店営業部の所轄地域	24	24	上杉 弘	笑四季酒造株式会社	風岡 郁夫	株式会社上山建材店	関西硝子株式会社
				甲賀木材株式会社	澤田 秀三	有限会社さんぽうどー	滋賀運送株式会社	株式会社ジョーニシ
				辻 清吾	株式会社テクノミツボシ	株式会社ティグ水口	有限会社徳田石材	有限会社富川製作所
				秀熊電建工業株式会社	株式会社福本設備	株式会社フジサワ建設	ミトヨ住宅産業株式会社	水口センチュリーホテル株式会社
第2地区	甲南支店の所轄地域	10	9	美富久酒造株式会社	株式会社八百勝花店	株式会社山崎不動産	山村 英二	株式会社田村製置
				株式会社岡根	甲南フィック株式会社	滋賀窯業株式会社	仙川工業株式会社	株式会社田村製置
第3地区	甲賀支店の所轄地域	10	10	辻 英典	寺井 喜志雄	株式会社マツヤ	吉坂 明	株式会社清水コンテック
				株式会社大井鉄工所	湖南精機株式会社	三陽建設株式会社	島岡 保	株式会社清水コンテック
第4地区	信楽支店の所轄地域	15	14	第一石油有限会社	フクテツ工業株式会社	藤岡 平一郎	株式会社モチツキ	山下 恵一
				上嶋 次男	株式会社卯山製陶	大西 八州正	大平開発株式会社	有限会社信楽長石鉱業所
				有限会社壺新	株式会社林田鉄工	丸伊製陶株式会社	丸滋製陶株式会社	丸二陶料株式会社
				株式会社村田容器	ヤマ庄陶器株式会社	有限会社ヤマタツ陶業	株式会社山本園	
第5地区	土山支店の所轄地域	11	11	エルピー株式会社	株式会社大隅建設	株式会社片岡工務店	株式会社近畿理研	甲賀パラス株式会社
				株式会社辻製材所	松山産業株式会社	株式会社丸正	株式会社まるなか住宅	丸安茶業株式会社
				渡邊 俊博				
第6地区	湖南支店の所轄地域	23	23	株式会社 潮	株式会社近江肉の廣田	奥村 展三	奥村 増一	株式会社奥村モーターズ
				有限会社加藤建材	有限会社川合自工	甲西陸運株式会社	株式会社 湖南製作所	株式会社小西自動車
				株式会社サンエーシェル	三和産業株式会社	タカヒサ不動産株式会社	竹若 豪	立入 勲
				谷 康彦	西岡 建己	西村建設株式会社	日本ポリスター株式会社	株式会社マツバ
第7地区	大津支店の所轄地域	9	9	美松電気株式会社	株式会社森本園芸	有限会社山本材木店		
				魚重産業株式会社	有限会社大野屋商店	株式会社きくのや	株式会社大忠堂	株式会社三井寺力餅本家
第8地区	安曇川支店の所轄地域	5	5	ミノバ建設株式会社	森田住宅株式会社	株式会社ヤマギワ地所	山中 浩充	
				株式会社兼田漬物	株式会社才川食品店	ナカショウ株式会社	西友商店株式会社	平田建設株式会社
第9地区	草津支店の所轄地域	8	8	株式会社伊藤工務店	有限会社魚数	滋賀ビジネスマシン株式会社	株式会社千紀園	株式会社テナントショップ
				日新産業株式会社	山一産業株式会社	株式会社吉田工務店		
第10地区	栗東支店の所轄地域	10	10	株式会社近江物産	大崎設備工業株式会社	川村重機サービス有限会社	キノンビクス株式会社	湖南石油株式会社
				サガワ産業株式会社	創造産業株式会社	株式会社田中誠文堂	株式会社野村石材店	山中紙器株式会社
第11地区	八幡支店の所轄地域	5	5	大西電子株式会社	株式会社シバタ不動産	株式会社大進	竹内 貢	株式会社ヤマプラ
合計		130	128					

(注)各組合員の選挙区は、上記の表に基づき各々の出資取扱店を基準に定めます。組合員は自らの出資取扱店を含む地区のみにて、総代候補者(被選挙人)及び選挙人となることができます。

組織図

(令和7年6月末現在)



役員一覧

(令和7年6月末現在)

役 名	氏 名
理 事 長 (代 表 理 事)	青 木 和 夫
常 務 理 事 (代 表 理 事)	鈴 木 直 人
常 務 理 事 (代 表 理 事)	平 岡 博 之
常 務 理 事	金 子 聡
常 勤 理 事	白 川 昌 一
非 常 勤 理 事	田 中 義 信
非 常 勤 理 事	渡 邊 俊 博
非 常 勤 理 事	上 杉 恵 一
常 勤 員 外 監 事	増 田 裕 二
非 常 勤 員 外 監 事	掛 田 宏
非 常 勤 監 事	福 島 安 三

(注)常勤役員は、他事業との兼職はいたしていません。

(注)員外監事は、協同組合による金融事業に関する法律第5条の3に規定する員外監事であります。

総代・組合員数

(令和7年3月末現在)

総代数 129人

組合員数 23,681人



お客様に最良のサービスを提供するために

急激に変化する経済環境の中で、お客様にご満足いただけるサービスを提供するために、より高度で幅広い知識と豊かな人間性をもった人材育成に努めています。

人事教育・福利厚生

●リクルート

新卒者の採用も毎年積極的に行っています。当組合の将来及び地域経済の一端を担う職員として、若さとバイタリティーにあふれ「常に新しい事にチャレンジしていく積極性」「豊富な創造力の発揮」を醸成するため、研修・OJTを通じ人材の育成に取り組んでいます。



入組式

●研修

けんしんの業績を担う若い渉外担当者たちは、互いに競い合い業績向上に貢献しています。当組合の発展には人材の育成は欠かせません。職位別・職能別・テーマ別に集合研修や職場内研修を実施しています。令和6年度は融資推進・事務資質向上・OJT実践のための人材育成を目的に研修会を重点的に実施しました。また、コンプライアンス体制確立のため、遵守すべき法令等の徹底などを目的に役職員研修を実施しています。



営業店長研修会

●福利厚生

職員の幸福創造が企業としての大きな使命であると考えています。永年勤続表彰制度、連続休暇制度(5日間)、職員互助会援助(むつみ会)、KOKOワーク加入など職員の福利厚生施策の充実を図っています。また、ワーク・ライフ・バランスを推奨する「甲賀市イクボス宣言」企業・事業所へ参加しております。



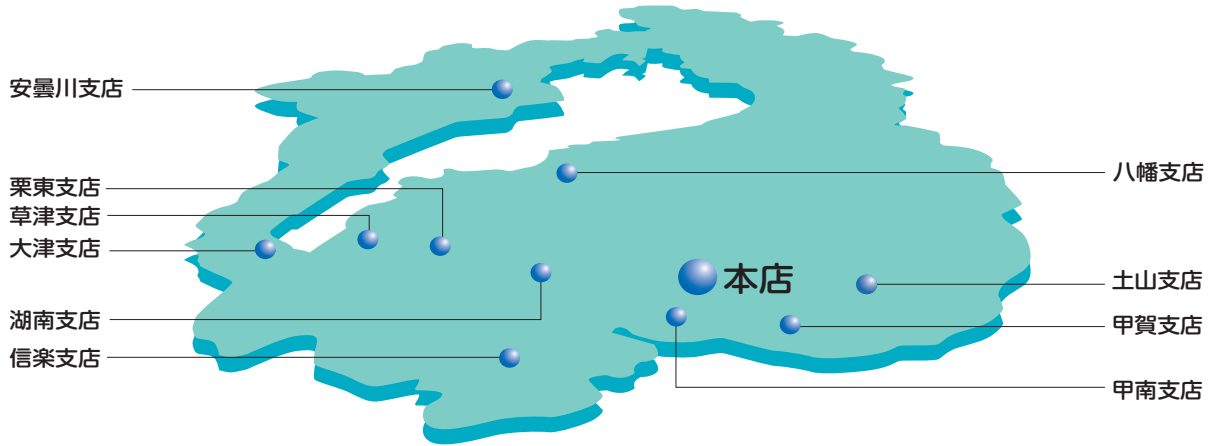
KOKOワーク加入

けんしんの歩み

昭和26年	12月	●「甲賀信用協同組合」を甲賀郡水口町大字水口3642番地に設立[営業区域甲賀郡一円]
昭和29年	4月	●甲南支店開設
	5月	●「甲賀信用組合」と名称変更
昭和30年	8月	●国民金融公庫の代理店業務取扱い開始
昭和31年	7月	●甲賀支店開設
昭和32年	1月	●商工組合中央金庫の代理店業務取扱い開始
昭和33年	7月	●信楽支店開設
昭和38年	1月	●本店新築移転(甲賀郡水口町八光2番45号)
	2月	●中小企業金融公庫の代理店業務取扱い開始
昭和39年	9月	●甲西支店開設
	12月	●石部支店開設
昭和41年	6月	●土山支店開設
昭和43年	1月	●「滋賀県商工信用組合」と名称変更 [営業区域滋賀県下一円]
昭和44年	4月	●全国信用協同組合連合会の代理店業務取扱い開始
昭和45年	2月	●大津支店開設
昭和46年	4月	●草津支店開設
昭和47年	9月	●総預金100億円達成
昭和49年	2月	●甲西団地出張所開設
昭和52年	4月	●守山支店開設
昭和54年	4月	●住宅金融公庫の代理店業務取扱い開始
昭和56年	5月	●第1次オンラインシステム稼働
	12月	●総預金500億円達成
昭和57年	4月	●「滋賀県信用組合」と名称変更
	11月	●貴生川支店開設
昭和58年	5月	●甲西中央支店開設
	7月	●環境衛生金融公庫の代理店業務取扱い開始
昭和60年	5月	●第2次(新総合)オンラインシステム稼働
	8月	●年金福祉事業団の代理店業務取扱い開始
昭和61年	4月	●QC(O.D.A.)サークル活動開始 ●第1次中期経営3カ年計画スタート
	11月	●甲西団地出張所支店昇格
	12月	●栗東支店開設
昭和62年	10月	●滋賀たばこ信用組合と合併 八幡支店、彦根支店、長浜支店開設
昭和63年	4月	●国債の代理窓口販売業務取扱い開始
平成 元年	12月	●総預金1,000億円達成
平成 2年	2月	●滋賀けんしんニュービジネスクラブ[SNBC]発足 ●けんしん年金友の会「信悠クラブ」発足
平成 3年	2月	●水口北支店開設
	5月	●第3次オンラインシステム稼働
	8月	●社会福祉医療事業団の代理店業務取扱い開始
平成 5年	10月	●日本銀行蔵入復代理店業務の取扱い開始
	12月	●甲西団地支店を甲西北支店に名称変更
平成 6年	4月	●国債等窓口販売業務の取扱い開始
平成 8年	11月	●自動機(CD、ATM)祝日稼働開始
平成 9年	4月	●年金福祉事業団の年金担保融資の取扱い開始
平成11年	4月	●高島信用組合からの事業譲受け 新旭支店、今津支店、安曇川支店、高島支店開設
	5月	●ポスト第3次オンラインシステム稼働
平成13年	4月	●西日本建設業保証株式会社の公共工事前払金預託の取扱い開始
平成14年	1月	●損害保険の窓口販売業務取扱い開始
	12月	●新旭支店を廃止、今津支店に統合 高島支店を廃止、安曇川支店に統合
平成15年	2月	●彦根支店・長浜支店を廃止、八幡支店に統合
	10月	●個人向け国債取扱い開始
平成16年	5月	●アイワイバンク銀行とのATM利用提携開始
	6月	●インターネット・モバイルバンキングの取扱い開始
平成19年	2月	●個人年金保険の取扱い開始
	5月	●第5次オンラインシステム稼働
	11月	●水口北支店を廃止、本店営業部に統合 甲西北支店を廃止、甲西支店に統合 守山支店を廃止、栗東支店に統合 今津支店を廃止、安曇川支店に統合
平成20年	9月	●イオン銀行とのATM利用提携開始
平成21年	5月	●新医療保険の取扱い開始
平成22年	11月	●ATM定期預金の取扱い開始
平成24年	12月	●「経営革新等支援機関」に認定
平成25年	2月	●でんさいネット取扱い開始
	11月	●貴生川支店を廃止、本店営業部に統合
平成26年	5月	●湖南支店開設 甲西支店、甲西中央支店、石部支店を廃止、湖南支店に統合
	12月	●金融機能強化法に基づく国の資本参加 ●店外キャッシュコーナーイオンタウン湖南店開設
平成27年	5月	●第6次オンラインシステム稼働
平成28年	3月	●滋賀どこでもATMネット開始
令和 元年	11月	●安曇川支店新築移転
令和 3年	12月	●草津支店新築移転 (草津市西洪川1丁目17番18号) ●創立70周年感謝デーの開催
	5月	●第7次オンラインシステム稼働
令和 5年	9月	●総貸出金1,000億円達成

店舗一覧

営業区域 滋賀県下一円



店舗所在地 (令和7年7月1日現在)

店舗コード	店舗所在地
	本店 〒528-0021 甲賀市水口町八光2番45号
001	◆ 本店営業部 TEL : 0748-62-0751(代)
088	本部 TEL : 0748-62-4100(代)
002	甲南支店 〒520-3322 甲賀市甲南町深川2028番地 TEL : 0748-86-2244(代)
003	◆ 甲賀支店 〒520-3433 甲賀市甲賀町大原市場56番地4 TEL : 0748-88-2262(代)
004	● 信楽支店 〒529-1851 甲賀市信楽町長野466番地1 TEL : 0748-82-0851(代)
025	● 湖南支店 〒520-3234 湖南市中央5丁目166番地 TEL : 0748-69-6056(代)
007	◆ 土山支店 〒528-0211 甲賀市土山町北土山1654番地 TEL : 0748-66-0268(代)
008	大津支店 〒520-0047 大津市浜大津2丁目1番35号 TEL : 077-524-3821(代)
009	草津支店 〒525-0025 草津市西波川1丁目17番18号 TEL : 077-562-0485(代)
013	● 栗東支店 〒520-3047 栗東市手原3丁目11番1号 TEL : 077-553-0700(代)
032	八幡支店 〒523-0893 近江八幡市桜宮町289番地フジビル1階 TEL : 0748-33-3100(代)
037	◆ 安曇川支店 〒520-1214 高島市安曇川町末広1丁目22番地1 TEL : 0740-32-0220(代)

店外キャッシュコーナー (令和7年7月1日現在)

● 西友水口店	甲賀市水口町水口6084番地1
● 平和堂アルプラザ水口店	甲賀市水口町本綾野566番地1
● 平和堂石部店	湖南市石部中央6丁目1番31号
● 平和堂フレンドマート甲南店	甲賀市甲南町竜法師338番地3
● イオンタウン湖南店	湖南市岩根4580番地

●印は、土曜・日曜・祝日キャッシュコーナー稼働店です。
◆印は、土曜キャッシュコーナー稼働店です。

自動機器の設置状況

(単位：店、台、箇所)

区 分	第73期 令和6年3月末	第74期 令和7年3月末
設置店舗数	11	11
設置台数	16	16
店内	11	11
店外	5	5
店舗外現金自動機器の 設置箇所数	5	5

※甲南支店、甲賀支店、信楽支店、湖南支店、土山支店、大津支店、草津支店、栗東支店、八幡支店、安曇川支店は、
11:30～12:30の間、昼休業を導入しております。

経営の内容

貸借対照表

(金額単位:千円)

科目	第73期 令和6年3月末	第74期 令和7年3月末
(資産の部)		
現金	1,596,476	1,687,097
預け金	37,832,504	35,127,240
有価証券	14,889,408	12,600,057
国債	1,778,266	2,552,130
地方債	602,016	599,036
社債	12,276,844	9,218,664
株式	35,675	35,675
その他の証券	196,606	194,550
貸出金	101,156,131	103,466,873
割引手形	379,689	116,471
手形貸付	2,322,583	2,098,379
証書貸付	95,579,742	98,526,092
当座貸越	2,874,115	2,725,931
その他資産	1,012,345	967,559
未決済為替貸	22,358	11,452
全信組連出資金	631,500	631,500
前払費用	9,755	8,763
未収収益	97,023	95,331
その他の資産	251,707	220,511
有形固定資産	1,540,089	1,509,906
建物	653,741	619,167
土地	801,340	801,340
その他の有形固定資産	85,007	89,398
無形固定資産	2,599	1,905
ソフトウェア	1,994	1,340
その他の無形固定資産	605	564
繰延税金資産	—	—
債務保証見返	89,250	101,268
貸倒引当金 (うち個別貸倒引当金)	△ 1,431,736 (△ 1,323,572)	△ 1,519,247 (△ 1,401,656)
資産の部合計	156,687,068	153,942,661

(金額単位:千円)

科目	第73期 令和6年3月末	第74期 令和7年3月末
(負債の部)		
預金積金	138,993,196	137,515,092
当座預金	2,100,211	2,296,230
普通預金	41,495,350	39,982,427
貯蓄預金	172,574	150,334
通知預金	89,596	95,182
定期預金	90,726,402	90,352,212
定期積金	4,228,490	4,157,861
その他の預金	180,570	480,843
借入金	6,900,000	5,500,000
当座借越	6,900,000	5,500,000
その他負債	207,907	289,919
未決済為替借	38,100	20,677
未払費用	84,155	111,561
給付補填備金	2,245	2,201
未払法人税等	6,348	6,348
前受収益	27,932	78,898
払戻未済金	28,918	25,189
資産除去債務	5,031	5,120
その他の負債	15,175	39,922
賞与引当金	36,009	32,703
睡眠預金払戻損失引当金	4,476	2,915
偶発損失引当金	41,663	56,810
繰延税金負債	869	838
債務保証	89,250	101,268
負債の部合計	146,273,373	143,499,548
(純資産の部)		
出資金	8,126,895	8,130,127
普通出資金	1,851,895	1,855,127
優先出資金	6,275,000	6,275,000
資本剰余金	591,502	591,502
資本準備金	591,502	591,502
利益剰余金	1,786,819	1,931,611
利益準備金	260,000	293,000
その他利益剰余金	1,526,819	1,638,611
特別積立金 (うち優先出資消却積立金)	120,000 (120,000)	150,000 (150,000)
当期末処分剰余金	1,406,819	1,488,611
組合員勘定合計	10,505,217	10,653,240
その他有価証券評価差額金	△ 91,521	△ 210,127
評価・換算差額等合計	△ 91,521	△ 210,127
純資産の部合計	10,413,695	10,443,113
負債及び純資産の部合計	156,687,068	153,942,661

貸借対照表の脚注

「貸借対照表」

決算期末時点における組合の財務内容を表したものです。

右側の「負債」と「純資産」は資金がどのように調達されているかを示し、左側の「資産」はその集まった資金がどのように運用されているかを示しています。

左側と右側が均衡(資産 = 負債 + 純資産)していることから、バランスシートとも呼ばれます。

「資産」

所有している財貨や有形固定資産を表しています。皆様からお預かりした大切な預金は、貸出金や預け金、有価証券として運用しています。

「負債」

金融機関が期限がきたら返さなければならない借金を表しています。最も大きいものが、お客様からお預かりしている大切な預金です。

預金はお客様にとっては資産ですが、金融機関にとっては負債となります。

「純資産」

組合員の皆様からの出資金や利益剰余金などからなり、金融機関経営の根幹となる「自己資本」といわれる部分です。

損益計算書

(金額単位:千円)

科目	第73期 令和5年度	第74期 令和6年度
経常収益	1,901,535	2,047,237
資金運用収益	1,710,984	1,779,522
貸出金利息	1,523,456	1,591,292
預け金利息	71,304	87,896
有価証券利息配当金	81,466	74,033
その他の受入利息	34,756	26,300
役務取引等収益	154,125	194,475
受入為替手数料	25,860	24,989
その他の役務収益	128,265	169,486
その他業務収益	10,806	10,107
国債等債券売却益	—	—
国債等債券償還益	386	27
その他の業務収益	10,420	10,080
その他経常収益	25,618	63,132
貸倒引当金戻入益	6,800	—
償却債権取立益	13,792	61,458
その他の経常収益	5,025	1,673
経常費用	1,571,287	1,763,517
資金調達費用	33,781	86,942
預金利息	32,847	84,804
給付補填備金繰入額	1,736	1,965
借入金利息	△ 802	172
その他の支払利息	—	—
役務取引等費用	209,842	218,137
支払為替手数料	11,593	11,784
その他の役務費用	198,248	206,352
その他業務費用	1,196	223
国債等債券売却損	—	—
国債等債券償還損	1,193	211
その他の業務費用	2	12
経費	1,296,189	1,298,058
人件費	826,495	831,611
物件費	421,036	420,005
税金	48,657	46,441
その他経常費用	30,278	160,154
貸倒引当金繰入額	—	118,930
株式等償却	—	—
その他の経常費用	30,278	41,224
経常利益	330,247	283,720
特別利益	—	—
固定資産処分益	—	—
特別損失	286	1,669
固定資産処分損	286	1,669
減損損失	—	—
その他の特別損失	—	—
税引前当期純利益	329,960	282,050
法人税、住民税及び事業税	6,348	6,348
法人税等調整額	△ 30	△ 30
法人税等合計	6,317	6,317
当期純利益	323,643	275,733
繰越金（当期首残高）	1,083,176	1,212,878
当期末処分剰余金	1,406,819	1,488,611

剰余金処分計算書

(金額単位:千円)

科目	第73期 令和5年度	第74期 令和6年度
当期末処分剰余金	1,406,819	1,488,611
剰余金処分額	193,941	211,159
利益準備金	33,000	31,000
出資に対する配当金	130,941	150,159
（普通出資に対する配当金）	9,213	9,182
（優先出資に対する配当金）	121,728	140,976
優先出資消却積立金	30,000	30,000
繰越金（当期末残高）	1,212,878	1,277,451

損益計算書の脚注

「損益計算書」

事業年度中の収益、費用、利益（＝収益－費用）の状況を表したものです。1年間の事業活動を通じて、お金の出入りがどのような内容でどれだけあったか、そしてその成果として利益がどれだけ生まれたかを示しています。

「経常収益」

金融機関の通常業務より発生する収益で、資金運用収益（金融機関がお金を運用して得た利息収益）や役務取引等収益（為替サービス等の手数料）などから構成されます。

「経常費用」

金融機関の通常業務より発生する費用で、資金調達費用（預金者の方にお支払いする預金利息等）や役務取引等費用（為替サービス等の提供に伴う費用）などから構成されます。

「経常利益」

「経常収益」から「経常費用」を控除したもので、金融機関の通常業務での利益を表します。また、損益計算書には示されていませんが、金融機関の収益を判断するうえで最も重要な指標に「業務純益（損失）」があります。これは一般企業の「営業利益」に相当するもので、当組合の業務純益は371,316千円となっています。

第74期損益計算書の注記事項

- 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。
なお、以下の注記については、表示単位未満を切り捨てて表示しております。
- 「その他の経常収益」は、睡眠預金益金編入111千円、睡眠預金払戻損失引当金戻入額1,561千円です。
- 「その他の経常費用」は、睡眠預金利益金処理後の損失処理額6,710千円、保証協会責任共有制度負担金19,367千円、偶発損失引当金繰入15,147千円です。
- 出資10当たりの当期純利益 72円44銭

経営の内容

注記事項

- (注) 1. 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。なお、以下の注記については、表示単位未満を切り捨てて表示しております。
2. 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、その他の有価証券については原則として時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、ただし、市場価格のない株式等については移動平均法による原価法により行っております。なお、その他の有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
3. 有形固定資産の減価償却は、定率法(ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く)並びに平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法)を採用しております。また、主な耐用年数は次のとおりであります。
- | | |
|-----|---------|
| 建物 | 38年～50年 |
| その他 | 4年～6年 |
4. 無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当組合内における利用可能期間(5年)に基づいて償却しております。
5. 貸倒引当金は、予め定めている償却引当基準に則り、次のとおり計上しております。
- 破産、特別清算等、法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻者」という)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下「実質破綻者」という)の債権については、下記直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権(破綻懸念先)については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。
- 上記以外の債権については、主として今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間又は3年間の貸倒実績又は倒産実績を基礎とした貸倒実績率又は倒産確率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えて算定しております。
- 全ての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。
- なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は1,650百万円であります。
6. 賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。
7. 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。
- また、過去勤務費用及び数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。
- | | |
|----------|--|
| 過去勤務費用 | 発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定年数(5年)による定額法により費用処理 |
| 数理計算上の差異 | 各発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定年数(5年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生の日翌事業年度から費用処理 |
- なお、当組合は、複数事業主(信用組合等)により設立された企業年金制度(総合型厚生年金基金)を採用しております。当該企業年金制度に関する事項は次のとおりであります。
- (1)制度全体の積立状況に関する事項(令和6年3月31日現在)
- | | |
|----------------|------------|
| 年金資産の額 | 249,416百万円 |
| 年金財産計算上の数理債務の額 | 211,033百万円 |
| 差引額 | 38,383百万円 |
- (2)制度全体に占める当組合の掛金拠出割合(自令和5年4月1日 至令和6年3月31日)
- 0.892%
- (3)補足説明
- 上記(1)の差引額は、年金財政計算上の過去勤務債務残高であります。
- 本制度における過去勤務債務の償却方法は期間8年の元利均等償却であり、当組合は当期の計算書類上、特別掛金11百万円を費用処理しております。
- なお、特別掛金の額はあらかじめ定められた掛金率を掛金拠出時の標準給与の額に乘じることによって算定されるため、上記(2)の割合は当組合の実際の負担割合とは一致していません。
- (退職給付制度の概要)
- 当組合は、退職一時金制度及び確定拠出年金制度を採用しており、従業員の退職時に退職金規程に基づく支給額が確定拠出年金制度から支給される金額を上回る部分を当組合が一時金として支給することとしております。
- なお、当組合は平成20年3月に、従来の確定給付型制度である適格退職年金について、確定拠出年金法に定める確定拠出年金制度へ移行しております。
- このほか、当組合は全国信用組合企業年金基金に加入しております。当該基金は複数事業主(信用組合等)により設立された総合設立型企業年金基金で、当組合の拠出に対応する年金資産の額を合理的に計算することができないため、当該年金制度への拠出額を退職給付費用として処理しております。
- (退職給付債務に関する事項)
- 当期末の退職給付債務等は以下のとおりであります。
- | | |
|-------------|------|
| 退職給付債務 | －百万円 |
| 未認識数理計算上の差異 | － |
| 退職給付引当金 | － |
- (退職給付債務等の計算の基礎に関する事項)
- 割引率 0.80%
- (退職給付費用に関する事項)
- 当期の退職給付費用は以下のとおりであります。
- | | |
|-------------|-------|
| 勤務費用 | 42百万円 |
| 利息費用 | △0 |
| 数理計算上の差異処理額 | △0 |
| その他 | 7 |
| 退職給付費用 | 48 |
- (注)その他は、確定拠出年金への掛金支払額であります。
8. 睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り必要と認める額を計上しております。
9. 偶発損失引当金は、信用保証協会の責任共有制度による負担金の将来における支出に備えるため、将来の負担金支出見込額を計上しております。
10. 消費税および地方消費税等は「その他の資産」に計上し、5年間で均等償却を行っております。
11. 理事及び監事の間の取引による理事及び監事に対する金銭債権総額 150百万円
12. 有形固定資産の減価償却累計額 2,311百万円
13. 有形固定資産の圧縮記帳額 60百万円

14. 協同組合による金融事業に関する法律及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権は次のとおりであります。なお、債権は貸借対照表の貸出金、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに債務保証見返の各勘定に計上されるものであります。
- | | |
|--------------------|----------|
| 破産再生債権及びこれらに準ずる債権額 | 258百万円 |
| 危険債権額 | 5,125百万円 |
| 三月以上延滞債権額 | 8百万円 |
| 貸出条件緩和債権額 | 136百万円 |
| 合計額 | 5,528百万円 |
- 破産再生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の中立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。
- 危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。
- 三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払いが約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権およびこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。
- 貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。
- なお、債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
15. 手形割引により取得した商業手形の額面金額は、116百万円であります。
16. 担保に提供している資産は、次のとおりであります。
- | | |
|-------------|---------------|
| 担保提供している資産 | 預け金 9,400百万円 |
| | 有価証券 4,960百万円 |
| 担保資産に対応する債務 | 借入金 5,500百万円 |
- 上記のほか、公金取扱い、日本銀行蔵入復代理店取引のために預け金28百万円を担保提供しております。
17. 出資1口当たりの純資産額 △1,211円70銭
18. 金融商品の状況に関する事項
- (1)金融商品に対する取組方針
- 当組合は、預金業務、融資業務および市場運用業務などの金融業務を行っております。このため、金利変動による不利な影響が生じないように、金利リスクの計測を行うなど、リスクコントロールに努めております。
- (2)金融商品の内容及びそのリスク
- 当組合が保有する金融資産は、主として事業地区内のお客様に対する貸出金です。
- また、有価証券は、主に債券及び投資信託であり、満期保有目的及び純投資目的で保有しております。
- これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。
- 一方、金融負債は主としてお客様からの預金であり、流動性リスクに晒されております。
- (3)金融商品に係るリスク管理体制
- ①信用リスクの管理
- 当組合は、与信に関する基本方針(クレジットポリシー)及び貸出金信用リスク管理規程に従い、貸出金について個別案件ごとの与信審査、与信限度額、信用情報管理、保証や担保の設定、問題債権への対応など、与信管理に関する体制を整備し運営しております。
- これらの与信管理は、各営業店のほか審査部により行なわれ、また、定期的に経営陣による常勤理事会や、理事会を開催し、審議・報告を行っております。
- さらに、与信管理の状況については、監査部がチェックしております。
- 有価証券の発行体の信用リスクについては、総務部において、信用情報や時価の把握を定期的に行なうことで管理しております。
- ②市場リスクの管理
- (i)金利リスクの管理
- 当組合は、一定の金利ショックを想定した場合の銀行勘定の金利リスク(BPV)の計測を定期的に行ない、また証券会社等外部からの有価証券に関するデータと合わせ経営陣へ報告を行なうなど、リスクコントロールに努めております。
- 債券については、100BPV(100ベース・ポイント・バリュー:金利が1%上昇した時の債券価格の下落額)を管理し、金利リスクが自己資本に与える影響を把握しております。
- (ii)価格変動リスクの管理
- 有価証券を含む市場運用商品の保有については、理事会の承認を受けた有価証券運用計画に基づき、市場性リスク管理規程に従い行なわれております。
- このほか、総務部では、市場運用商品の購入を行っており、事前審査、投資限度額の設定のほか、継続的なモニタリングを通じて、価格変動リスクの軽減を図っております。
- (iii)市場リスクに係る定量的情報
- 当組合において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「預け金」、「有価証券」のうち債券、「貸出金」、「預金積金」及び「借入金」であります。
- 当組合では、これらの金融資産及び金融負債について、「協同組合による金融事業に関する法律施行規則第六十九条第一項第五号二等の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について金融庁長官が別に定める事項(平成十九年金融庁告示第十七号)」において通貨ごとに規定された金利ショックを用いた経済価値の変動額を市場リスク量とし、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しております。
- 当該変動額の算定にあたっては、対象の金融資産及び金融負債をそれぞれ金利期日に応じて適切な期間に残高を分解し、期間ごとの金利変動幅を用いております。
- なお、金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度末において、スティプ化(短期金利と長期金利の金利差が拡大し、イールドカーブの傾斜角度が急になった場合)が生じた場合、経済価値は916百万円減少するものと把握しております。
- 当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数との相関を考慮していません。
- ③資金調達に係る流動性リスクの管理
- 流動性リスク管理規程に基づいて支払準備資産の維持・確保に努めております。また、他金融機関からのコミットメントラインの取得等資金調達手段の確保を行っております。
- (4)金融商品の時価等に関する事項についての補足説明
- 金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。
- なお、金融商品のうち預け金、貸出金、預金積金及び借入金については簡便な計算により算出した時価に代わる金額を開示しております。
19. 金融商品の時価等に関する事項
- 令和7年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります(時価等の評価技法(算定方法)については(注1)参照)。なお、市場価格のない株式は、次表には含めておりません((注2)参照)。
- また、重要性の乏しい科目については記載を省略しております。

(単位：百万円)

	貸借対照表 計上額	時 価	差 額
(1)預け金(*1)	35,127	34,961	△ 165
(2)有価証券			
満期保有目的の債券	2,686	2,580	△ 105
その他有価証券	9,904	9,904	—
(3)貸出金(*1)	103,466		
貸倒引当金(*2)	△ 1,513		
	101,953	102,233	279
金融資産計	149,671	149,679	8
(1)預金積金(*1)	137,515	137,029	△ 485
(2)借入金(*1)	5,500	5,500	—
金融負債計	143,015	142,529	△ 485

(*1)預け金、貸出金、預金積金及び借入金の「時価」には「簡便な計算により算出した時価に代わる金額」が含まれています。

(*2)貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(注1)金融商品の時価等の算定方法
金融資産

(1)預け金
満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、将来キャッシュ・フローを市場金利で割り引くことで現在価値を算定し、当該現在価値を時価とみなしております。

(2)有価証券
株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。投資信託は市場における取引価格が存在している場合は、当該価格を時価としております。市場における取引価格が存在しない投資信託については、解約等に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がない場合、基準価額を時価としており、当該重要な制限がある場合は基準価額を時価とみなしております。

なお、保有目的区分ごとの有価証券に関する注記事項については20.に記載しております。

(3)貸出金
貸出金は、以下の①～②の合計額から、貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除する方法により算定し、その算定結果を簡便な方法により算出した時価に代わる金額として記載しております。

①6カ月以上延滞債権等、将来キャッシュ・フローの見積りが困難な債権については、その貸借対照表の貸出金勘定に計上している額(貸倒引当金控除前の額)。

②①以外は、貸出金の種類ごとにキャッシュ・フローを作成し、元利金の合計額を市場金利で割り引いた価額を時価とみなしております。

金融負債
(1)預金積金
要求払預金については、決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしております。定期預金の時価は、一定の金額帯及び期間帯ごとに将来キャッシュ・フローを作成し、元利金の合計額を一種類の市場金利で割り引いた価額を時価とみなしております。

(2)借入金
借入金については、帳簿価額を時価としております。

(注2)市場価格のない株式の貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報には含まれておりません。

(単位：百万円)

区 分	貸借対照表計上額
非上場株式(*1)	9

(*1)非上場株式のうち一部を除く株式については、企業会計基準適用指針第19号「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(令和2年3月31日)第5項に基づき、時価開示の対象とはしていません。

20. 有価証券の時価、評価差額等に関する事項は次のとおりであります。

(1)売買目的有価証券に区分した有価証券はありません。

(2)満期保有目的の債券

【時価が貸借対照表計上額を超えるもの】

	貸借対照表 計上額	時 価	差 額
債 券	—	—	—
国 債	—	—	—
地方債	—	—	—
社 債	—	—	—
その他	—	—	—
小 計	—	—	—

【時価が貸借対照表計上額を超えないもの】

	貸借対照表 計上額	時 価	差 額
債 券	2,686百万円	2,580百万円	△105百万円
国 債	2,086	1,993	△92
地方債	100	99	△0
社 債	500	486	△13
その他	—	—	—
小 計	2,686	2,580	△105
合 計	2,686	2,580	△105

(3)子会社・子法人等株式及び関連法人等株式はありません。

(4)その他有価証券

【貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの】

	貸借対照表 計上額	取得原価	差 額
株 式	26百万円	15百万円	11百万円
債 券	200	199	0
国 債	200	199	0
地方債	—	—	—
社 債	—	—	—
その他	—	—	—
小 計	226	215	11

【貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの】

	貸借対照表 計上額	取得原価	差 額
株 式	9百万円	9百万円	—
債 券	9,678	9,899	△221
国 債	266	299	△33
地方債	498	500	△1
社 債	8,718	8,900	△181
その他	194	200	△5
小 計	9,687	9,908	△221
合 計	9,913	10,124	△210

21. 当事業年度中に売却した満期保有目的の債券はありません。

22. 当事業年度中に売却したその他有価証券はありません。

23. その他有価証券のうち満期があるもの及び満期保有目的の債券の期間毎の償還予定額は次のとおりであります。

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
債 券	3,290百万円	6,043百万円	2,086百万円	1,143百万円
国 債	200	—	2,086	266
地方債	599	—	—	—
社 債	2,491	5,849	—	877
その他	—	194	—	—
合 計	3,290	6,043	2,086	1,143

24. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客から融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、4,934百万円です。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが4,934百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当組合の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全、その他相当の事由があるときは、当組合が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条件が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている当組合内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置を講じております。

25. 税効果会計に関する事項

(1)繰延税金資産の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
税務上の繰越欠損金(注)	26百万円
貸倒引当金損金算入限度超過額	698百万円
減損損失	78百万円
その他	39百万円
繰延税金資産小計	843百万円
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額(注)	△26百万円
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△817百万円
評価性引当額小計	△843百万円
繰延税金資産合計	—百万円
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	—百万円
その他	△0百万円
繰延税金負債合計	△0百万円
繰延税金資産(負債)の純額	△0百万円

(2)法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主な項目別の内訳

法定実効税率	27.7%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.6%
住民税均等割額	2.2%
評価性引当額増減	△28.3%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	2.2%

(注)税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

	1年以内	1年超2年以内	2年超3年以内	3年超4年以内	4年超	合 計
税務上の繰越欠損金(a)	0	0	0	2	23	26百万円
評価性引当額	0	0	0	△ 2	△ 23	△ 26百万円
繰延税金資産	—	—	—	—	—	—

(a)税務上の繰越欠損金は法定実効税率を乗じた額であります。

26. 重要な会計上の見積り

会計上の見積りにより当事業年度に係る計算書類等にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る計算書類等に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次の通りです。

貸倒引当金 1,519百万円

貸倒引当金の算出方法は、重要な会計方針として、5.に記載しております。

主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」であります。「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」は、各債務者の収益獲得能力を個別に評価し、設定しております。

経営の内容

会計監査人による監査

当組合は、第74期事業年度の貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分案並びにその附属明細書(以下、計算書類等という)については、協同組合による金融事業に関する法律第5条の8第3項の規定に基づき、有限責任監査法人トーマツの監査証明を受けており、令和7年5月19日付の監査報告書を受領しております。

本ディスクロージャー誌の財務諸表は、上記の計算書類等に基づき記載内容を一部追加・変更するとともに、様式を一部変更して作成しております。

代表理事の財務諸表の適正性、内部監査の有効性についての確認について

本ディスクロージャー誌に掲載している財務諸表の適正性、及び財務諸表作成に係る内部監査の有効性については、代表理事がその全てのプロセスを確認しております。

私は当組合の令和6年4月1日から令和7年3月31日までの第74期の事業年度における貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書の適正性、及び同書類作成に係る内部監査の有効性を確認いたしました。

令和7年6月30日

滋 賀 県 信 用 組 合

理事長 青 木 和 夫

主要な事業状況の推移

(金額単位：百万円)

項 目		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
貸借対照表 (残高)	預金積金残高	132,403	138,521	146,951	138,993	137,515
	出資金残高(出資総額)	8,086	8,095	8,098	8,126	8,130
	出資総口数(口)	2,695,914	2,704,030	2,707,230	2,735,895	2,739,127
	貸出金残高	92,051	96,271	98,522	101,156	103,466
	有価証券残高	24,815	21,877	18,740	14,889	12,600
	総資産額(債務保証見返を除く)	166,520	164,475	165,921	156,597	153,841
	純資産額	10,083	10,144	10,222	10,413	10,443
損益計算書	経常収益	1,900	1,838	1,934	1,901	2,047
	経常利益(損失)	228	243	287	330	283
	当期純利益(損失)	221	198	273	323	275
	業務純益	151	206	328	334	371
その他	組合員数(人)	24,141	24,110	23,926	23,814	23,681
	職員数(人)	147	142	139	140	126
	預貸率[期末残高](%)	69.52	69.49	67.04	72.77	75.24
	預貸率[平均残高](%)	66.94	66.73	67.23	66.79	72.31
	預証率[期末残高](%)	18.74	15.79	12.75	10.71	9.16
	預証率[平均残高](%)	20.05	16.39	14.28	11.64	10.31
	資金運用利回り(%)	1.00	0.98	1.03	1.04	1.15
	資金調達原価率(%)	0.89	0.84	0.84	0.85	0.95
	資金利鞘(%)	0.11	0.14	0.19	0.19	0.20
	総資産経常利益率(%)	0.13	0.14	0.17	0.19	0.18
	総資産当期純利益率(%)	0.13	0.11	0.16	0.19	0.17
	出資に対する配当金	120	121	121	130	150
	単体自己資本比率(%)	12.24	12.31	12.26	12.71	12.42

(注) 1. 残高計数、組合員数、職員数は、期末日現在のものです。

2. 職員数は、役員を除く人数です。

3. 総資産経常(当期純)利益率=経常(当期純)利益/総資産(債務保証見返を除く)平均残高×100
当期純利益=税引前当期純利益-法人税、住民税及び事業税-法人税等調整額

4. 単体自己資本比率について、平成18年3月金融庁告示第22号に基づき算出しています。

業務純益

(金額単位：百万円)

	第73期 令和5年度	第74期 令和6年度
業務純益	334	371
実質業務純益	334	380
コア業務純益	335	380
コア業務純益(投資信託解約損益を除く。)	335	380

(注) 1.「業務純益」は、株式等の売却損益、貸出金償却及び個別貸倒引当金繰入額等を除いた損益で、金融機関本来業務の成果を示す利益指標です。

業務純益＝業務収益－(業務費用－金銭の信託運用見合費用)

＝業務粗利益－一般貸倒引当金繰入額－経費(人件費・物件費・税金)

2. 実質業務純益＝業務純益＋一般貸倒引当金繰入額

3.「コア業務純益」は、業務純益から、一般貸倒引当金の増減及び国債等債券に関する損益(債権5勘定戻)を除いた、金融機関本来業務での実質的な収益力を示す指標です。

コア業務純益＝業務純益＋一般貸倒引当金繰入額－国債等債券に関する損益

粗利益

(金額単位：百万円)

	第73期 令和5年度	第74期 令和6年度
資金運用収支(利益)	1,677	1,692
資金運用収益	1,710	1,779
資金調達費用	33	86
(うち金銭の信託運用見合費用)	(一)	(一)
役務取引等収支(利益)	△ 55	△ 23
役務取引等収益	154	194
役務取引等費用	209	218
その他業務収支(利益)	9	9
その他業務収益	10	10
その他業務費用	1	0
業務粗利益	1,631	1,678
業務粗利益率(%)	0.99	1.09

(注) 1.「資金運用収支」は預金・貸出金・有価証券等の利息収支を、「役務取引等収支」は各種手数料等の収支を、「その他業務収支」は債券等の売買損益を示しています。

なお、「資金運用収支」は、金銭の信託運用見合費用を控除して表示しています。

2. 業務粗利益＝資金運用収支＋役務取引等収支＋その他業務収支

3. 業務粗利益率＝業務粗利益／資金運用勘定平均残高×100

資金運用・調達勘定の平均残高等

(金額単位：百万円)

		第73期 令和5年度	第74期 令和6年度		
資金運用勘定		平均残高	163,166	153,981	
		利息	1,710	1,779	
		利回り	1.04%	1.15%	
	うち 貸 出 金	平均残高	99,239	101,003	
		利息	1,523	1,591	
		利回り	1.53%	1.57%	
	うち 預 け 金	平均残高	45,992	37,930	
		利息	71	87	
		利回り	0.15%	0.23%	
	うち 有価証券	平均残高	17,296	14,409	
		利息	81	74	
		利回り	0.47%	0.51%	
	資金調達勘定		平均残高	154,770	145,514
			利息	33	86
			利回り	0.02%	0.05%
うち 預金積金		平均残高	148,564	139,664	
		利息	34	86	
		利回り	0.02%	0.06%	
うち 借 用 金		平均残高	6,206	5,849	
		利息	△ 0	0	
		利回り	△0.01%	0.00%	

(注) 資金運用勘定は無利息預け金の平均残高(令和5年度60百万円、令和6年度60百万円)を、控除しています。

経営の内容

資金利鞘等

	第73期 令和5年度	第74期 令和6年度
貸出金利回り	1.53%	1.57%
預金原価率	0.89%	0.98%
預金利回り 経費率	0.02%	0.06%
預貸金利鞘	0.64%	0.59%
資金運用利回り	1.04%	1.15%
資金調達利回り	0.02%	0.05%
資金調達原価率	0.85%	0.95%
資金粗利鞘	1.02%	1.10%
資金利鞘	0.19%	0.20%

(注) 預貸金利鞘 = 貸出金利回り - 預金原価率 (預金利回り + 経費率)

$$\text{貸出金利回り} = \frac{\text{貸出金利息}}{\text{貸出金平均残高}} \times 100$$

$$\text{預金利回り} = \frac{\text{預金利息(給付補てん備金繰入額を含む)} + \text{譲渡性預金利息}}{(\text{預金積金} + \text{譲渡性預金}) \text{平均残高}} \times 100$$

$$\text{経費率} = \frac{\text{人件費} + \text{物件費} + \text{税金}}{(\text{預金積金} + \text{譲渡性預金}) \text{平均残高}} \times 100$$

$$\text{資金粗利鞘} = \text{資金運用利回り} - \text{資金調達利回り}$$

$$\text{資金利鞘} = \text{資金運用利回り} - \text{資金調達原価率}$$

$$\text{資金運用利回り} = \frac{\text{資金運用収益}}{\text{資金運用勘定平均残高}} \times 100$$

$$\text{資金調達利回り} = \frac{\text{資金調達費用} - \text{金銭の信託運用見合費用}}{\text{資金調達勘定平均残高}} \times 100$$

$$\text{資金調達原価率} = \frac{\text{資金調達費用} - \text{金銭の信託運用見合費用} + \text{経費}}{\text{資金調達勘定平均残高}} \times 100$$

経費の内訳

(金額単位：百万円)

	第73期 令和5年度	第74期 令和6年度
人件費	826	831
報酬給料手当	672	682
賞与引当金繰入額	2	△ 3
退職給付費用	37	41
適格退職年金拠出金	—	—
確定拠出年金掛金	7	7
社会保険料等	106	104
その他	—	—
物件費	421	420
事務費	217	214
固定資産費	83	77
事業費	18	18
人事厚生費	9	9
有形固定資産償却	70	78
無形固定資産償却	0	0
預金保険料	20	21
税金	48	46
合 計	1,296	1,298

(注) 税金には、法人税、住民税、配当利子所得税、事業税を含みません。

受取利息及び支払利息の増減

(金額単位：百万円)

		第73期 令和5年度	第74期 令和6年度
受取利息の増減	残高による増減	△ 16	△ 96
	利率による増減	25	164
	純 増 減	8	68
うち貸出金利息	残高による増減	38	27
	利率による増減	△ 17	40
	純 増 減	20	67
うち預け金利息	残高による増減	△ 1	△ 12
	利率による増減	4	29
	純 増 減	2	16
うち有価証券利息配当金	残高による増減	△ 15	△ 13
	利率による増減	0	6
	純 増 減	△ 15	△ 7
支払利息の増減	残高による増減	△ 0	△ 2
	利率による増減	10	55
	純 増 減	10	53
うち預金積金利息	残高による増減	0	△ 2
	利率による増減	4	54
	純 増 減	5	52

(注) 残高及び利率の増減要因が重なる部分については、利率による増減に含めて記載しています。

貸出金・債務保証見返額担保別内訳

(金額単位：百万円)

		第73期 令和6年3月末		第74期 令和7年3月末	
		貸出金	債務保証見返額	貸出金	債務保証見返額
	当組合預金積金	861	0	744	3
	有価証券	—	—	—	—
	動産	7	—	6	—
	不動産	24,158	1	21,880	0
	その他	—	1	—	—
	小計	25,027	3	22,631	3
	信用保証協会・信用保険	43,158	18	44,707	29
	保証	12,543	67	21,249	67
	信用	20,426	—	14,877	—
合計		101,156	89	103,466	101

貸出金業種別内訳

()内は構成比 (金額単位: 百万円)

	第73期 令和6年3月末		第74期 令和7年3月末	
製造業	10,653	(10.53%)	10,021	(9.68%)
農業、林業	241	(0.23%)	232	(0.22%)
漁業	0	(0.00%)	—	(—)
鉱業、採石業、砂利採取業	978	(0.96%)	976	(0.94%)
建設業	10,608	(10.48%)	10,115	(9.77%)
電気・ガス・熱供給・水道業	305	(0.30%)	258	(0.25%)
情報通信業	97	(0.09%)	64	(0.06%)
運輸業、郵便業	3,947	(3.90%)	3,827	(3.69%)
卸売業、小売業	5,767	(5.70%)	5,781	(5.58%)
金融業、保険業	5,319	(5.25%)	5,336	(5.15%)
不動産業	20,637	(20.40%)	23,195	(22.41%)
物品賃貸業	299	(0.29%)	113	(0.10%)
学術研究、専門・技術サービス業	699	(0.69%)	651	(0.62%)
宿泊業	1,131	(1.11%)	1,026	(0.99%)
飲食業	1,554	(1.53%)	1,384	(1.33%)
生活関連サービス業、娯楽業	1,972	(1.94%)	1,987	(1.92%)
教育、学習支援業	22	(0.02%)	18	(0.01%)
医療、福祉	1,008	(0.99%)	892	(0.86%)
その他のサービス	3,938	(3.89%)	4,413	(4.26%)
その他の産業	572	(0.56%)	574	(0.55%)
小 計	69,756	(68.95%)	70,872	(68.49%)
地方公共団体	4,740	(4.68%)	4,146	(4.00%)
個人(住宅・消費・納税資金等)	26,658	(26.35%)	28,448	(27.49%)
合 計	101,156	(100.00%)	103,466	(100.00%)

(注)業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しています。

役務取引の状況

(金額単位: 百万円)

	第73期 令和5年度	第74期 令和6年度
役務取引等収益	154	194
受入為替手数料	25	24
その他の受入手数料	128	169
その他の役務取引等収益	0	0
役務取引等費用	209	218
支払為替手数料	11	11
その他の支払手数料	4	2
その他の役務取引等費用	193	203

その他業務収支の内訳

(金額単位: 百万円)

	第73期 令和5年度	第74期 令和6年度
その他業務収益	10	10
外国為替売買益	—	—
商品有価証券売買益	—	—
国債等債券売却益	—	—
国債等債券償還益	0	0
金融派生商品収益	—	—
その他の業務収益	10	10
その他業務費用	1	0
外国為替売買損	—	—
商品有価証券売買損	—	—
国債等債券売却損	—	—
国債等債券償還損	1	0
国債等債券償却	—	—
金融派生商品費用	—	—
その他の業務費用	0	0

経営の内容

預金・譲渡性預金平均残高

()内は構成比 (金額単位：百万円)

	第73期 令和5年度		第74期 令和6年度	
当座預金	2,302	(1.54%)	2,252	(1.61%)
普通預金	43,218	(29.09%)	43,043	(30.81%)
貯蓄預金	178	(0.11%)	171	(0.12%)
通知預金	163	(0.11%)	125	(0.08%)
別段預金	193	(0.12%)	200	(0.14%)
納税準備預金	49	(0.03%)	59	(0.04%)
流動性預金 小 計	46,105	(31.03%)	45,853	(32.83%)
定期預金	98,057	(66.00%)	89,677	(64.20%)
定期積金	4,401	(2.96%)	4,133	(2.95%)
定期性預金 小 計	102,459	(68.96%)	93,810	(67.16%)
その他の預金	—	(—)	—	(—)
預 金 合 計	148,564	(100.00%)	139,664	(100.00%)
譲渡性預金	—	(—)	—	(—)
総 合 計	148,564	(100.00%)	139,664	(100.00%)

(注)「その他の預金」とは、外貨預金及び非居住者円預金です。

固定金利・変動金利別定期預金残高

()内は構成比 (金額単位：百万円)

	第73期 令和6年3月末		第74期 令和7年3月末	
固定金利定期預金	90,709	(99.98%)	90,335	(99.98%)
変動金利定期預金	16	(0.01%)	16	(0.01%)
その他	—	(—)	—	(—)
合 計	90,726	(100.00%)	90,352	(100.00%)

貸出金平均残高

()内は構成比 (金額単位：百万円)

	第73期 令和5年度		第74期 令和6年度	
割引手形	263	(0.26%)	225	(0.22%)
手形貸付	1,996	(2.01%)	2,213	(2.19%)
証書貸付	94,519	(95.24%)	95,973	(95.02%)
当座貸越	2,460	(2.47%)	2,589	(2.56%)
合 計	99,239	(100.00%)	101,003	(100.00%)

固定金利・変動金利別貸出金残高

()内は構成比 (金額単位：百万円)

	第73期 令和6年3月末		第74期 令和7年3月末	
固定金利	32,791	(32.41%)	31,335	(30.28%)
変動金利	68,364	(67.58%)	72,131	(69.71%)
合 計	101,156	(100.00%)	103,466	(100.00%)

貸出金使途別内訳

()内は構成比 (金額単位：百万円)

	第73期 令和6年3月末		第74期 令和7年3月末	
設備資金	45,099	(44.58%)	49,468	(47.81%)
運転資金	56,057	(55.41%)	53,998	(52.18%)
合 計	101,156	(100.00%)	103,466	(100.00%)

貸倒引当金の内訳

(金額単位：百万円)

	第73期 令和6年3月末		第74期 令和7年3月末	
	期 末 残 高	増 減 額	期 末 残 高	増 減 額
一般貸倒引当金	108	△ 39	117	9
個別貸倒引当金	1,323	△ 19	1,401	78
合 計	1,431	△ 59	1,519	87

(注)当組合は、特定海外債権を保有しておりませんので、「特定海外債権引当勘定」に係る引当は行っておりません。

貸出金償却の額

(金額単位：百万円)

	第73期 令和6年3月末	第74期 令和7年3月末
貸出金償却額	—	—

消費者ローン・住宅ローン残高

(金額単位：百万円)

	第73期 令和6年3月末		第74期 令和7年3月末	
消費者ローン	3,965	(15.00%)	4,106	(14.55%)
住宅ローン	22,452	(84.99%)	24,106	(85.44%)
合 計	26,417	(100.00%)	28,212	(100.00%)

報酬体系について

1. 対象役員

当組合における報酬体系の開示対象となる「対象役員」は、常勤理事及び常勤監事をいいます。対象役員に対する報酬等は、職務執行の対価として支払う「基本報酬」及び「賞与」で構成されております。

(1)報酬体系の概要

【基本報酬及び賞与】

非常勤を含む全役員の基本報酬及び賞与につきましては、総代会において、理事全員及び監事全員それぞれの支払総額の最高限度額を決定しております。

そのうえで、各理事の基本報酬額につきましては役位や在任年数等を、各理事の賞与額については前年度の業績等をそれぞれ勘案し、当組合の理事会において決定しております。

(2)令和6年度における対象役員に対する報酬等の支払総額

(金額単位：百万円)

区 分	支払総額
対象役員に対する報酬等	55

注1:対象役員に該当する理事は6名、監事2名です(期中に退任した者含む)。
注2:上記の内訳は「基本報酬」54百万円、「賞与」0百万円となっております。
注3:使用人兼務役員の使用人としての給与(賞与含む)を含めております。

(3)その他

「協同組合による金融事業に関する法律施行規則第69条第1項第6号等の規定に基づき、報酬等に関する事項であって、信用協同組合等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるものを定める件」(平成24年3月29日付金融庁告示第23号)第3条第1項第3号及び第5号に該当する事項はありません。

2. 対象職員等

当組合における報酬体系の開示対象となる「対象職員等」は、当組合の非常勤役員、当組合の職員であって、対象役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者のうち、当組合の業務及び財産の状況に重要な影響を与える者をいいます。

なお、令和6年度において、対象職員等に該当する者はいませんでした。

注1. 対象職員等には、期中に退任・退職した者も含めております。

注2. 「同等額」は、令和6年度に対象役員に支払った報酬等の平均額としております。

注3. 当組合の職員の給与、賞与及び退職金は当組合における「給与規程」及び「退職金規程」に基づき支払っております。

なお、当組合は、非営利・相互扶助の協同組合組織の金融機関であり、業績連動型の報酬体系を取り入れた自社の利益を上げること動機づけされた報酬となっていないため、職員が過度なリスクテイクを引き起こす報酬体系はありません。

経営の内容

協金法開示債権(リスク管理債権)及び金融再生法開示債権の保全・引当状況

(金額単位：百万円)

区 分		残高 (A)	担保・保証額 (B)	貸倒引当金 (C)	保全率 (B+C) / (A)	引当率 (C) / (A-B)
破産更生債権及び これらに準ずる債権	令和5年度	207	171	36	100.00%	100.00%
	令和6年度	258	222	35	100.00%	100.00%
危険債権	令和5年度	4,994	3,150	1,250	88.11%	67.80%
	令和6年度	5,125	3,133	1,340	87.28%	67.28%
要管理債権	令和5年度	64	38	1	62.07%	5.88%
	令和6年度	144	144	4	100.00%	—
	三月以上延滞債権	令和5年度	9	0	100.00%	—
		令和6年度	8	0	100.00%	—
	貸出条件緩和債権	令和5年度	54	1	55.02%	5.00%
		令和6年度	136	3	100.00%	—
小 計	令和5年度	5,267	3,360	1,288	88.26%	67.57%
	令和6年度	5,528	3,500	1,380	88.28%	68.06%
正常債権	令和5年度	96,021				
	令和6年度	98,072				
合 計	令和5年度	101,288				
	令和6年度	103,600				

(注)

- 「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。
- 「危険債権」とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権です。
- 「要管理債権」とは、「三月以上延滞債権」及び「貸出条件緩和債権」に該当する貸出債権です。
 - 「三月以上延滞債権」とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から三月以上延滞している貸出金（上記1及び2に掲げるものを除く。）です。
 - 「貸出条件緩和債権」とは、債務者の経営再建等を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金（上記1、2及び3①に掲げるものを除く。）です。
- 「正常債権」とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記1から3までに掲げる債権以外のものに区分される債権です。
- 「担保・保証額」とは、自己査定に基づいて計算した担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額の合計額です。
- 「引当額（貸倒引当金）」には、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権額」及び「危険債権額」に対して個別に引当計上した額、並びに一般貸倒引当金の額のうち、「三月以上延滞債権額」、「貸出条件緩和債権額」及び「正常債権額」に対して引当てた額を記載しています。
- 「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「正常債権」が対象となる債権は、貸借対照表の「有価証券」中の社債（その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）によるものに限る。）、貸出金、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに債務保証見返の各勘定に計上されるもの並びに注記されている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券（使用貸借又は買貸借契約によるものに限る。）です。
- 金額は決算後（償却後）の計数です。

有価証券平均残高

()内は構成比 (金額単位：百万円)

	第73期 令和5年度		第74期 令和6年度	
国債	1,796	(10.38%)	2,660	(18.46%)
地方債	732	(4.23%)	600	(4.16%)
短期社債	—	(—)	—	(—)
社債	14,042	(81.18%)	10,924	(75.81%)
株式	24	(0.14%)	24	(0.17%)
その他の証券	700	(4.04%)	199	(1.38%)
合 計	17,296	(100.00%)	14,409	(100.00%)

(注)当組合は、商品有価証券を保有しておりません。

有価証券等の時価情報

(金額単位：百万円)

	第73期 令和6年3月末			第74期 令和7年3月末		
	貸借対照表価額	時 価	評 価 損 益	貸借対照表価額	時 価	評 価 損 益
有価証券	14,889	14,898	8	12,600	12,494	△ 105
金銭の信託	—	—	—	—	—	—
デリバティブ等商品	—	—	—	—	—	—

(注) 1. 「デリバティブ等商品」とは、預金等と協同組合による金融事業に関する法律施行規則第41条第1項5号に掲げる取引 (金融先物取引・金融等デリバティブ取引・先物外国為替取引・有価証券デリバティブ取引等) を組み合わせた商品です。

2. 時価会計 (金融商品会計) 適用により、保有目的区分が「その他有価証券」の商品は時価が貸借対照表価額となります。

有価証券の時価情報 (明細)

(金額単位：百万円)

		第73期 令和6年3月末			第74期 令和7年3月末		
		貸借対照表価額	時 価	評 価 損 益	貸借対照表価額	時 価	評 価 損 益
有価証券	債券	1,778	1,788	10	2,552	2,460	△ 92
	株式	—	—	—	—	—	—
	その他	—	—	—	—	—	—
合 計		1,778	1,788	10	2,552	2,460	△ 92

(注) 1. 本表記載の「有価証券」は、上場有価証券 (債券は国債、地方債、社債です。) を対象としています。

なお、上場有価証券の時価は、主として東京証券取引所における最終の価格によっています。

2. 非上場有価証券のうち時価相当額として価格等の算定が可能なものは、次のとおりです。

(金額単位：百万円)

		第73期 令和6年3月末			第74期 令和7年3月末		
		貸借対照表価額	時 価	評 価 損 益	貸借対照表価額	時 価	評 価 損 益
有価証券	債券	12,878	12,876	△ 1	9,817	9,804	△ 13
	株式	26	26	—	26	26	—
	その他	196	196	—	194	194	—
合 計		13,101	13,099	△ 1	10,038	10,024	△ 13

非上場有価証券の時価相当額は、店頭売買有価証券については証券業協会が公表する売買価格等、公募債券については証券業協会が発表する公社債店頭売買参考統計値表に掲載されている銘柄の利回りに基づいて計算した価格、投資信託の受益証券については基準価格によっています。

3. 本表及び上記 (注) 2. 記載の「債券」、「株式」、「その他」の区分は、貸借対照表科目に合わせています。

4. 本表と上記 (注) 2. 記載の「その他」は、外国証券、投資信託及びその他の証券の受益証券です。

5. 時価情報開示対象有価証券から除いた有価証券の主なもの貸借対照表価額は、次のとおりです。

(金額単位：百万円)

		貸 借 対 照 表 価 額	
		第73期 令和6年3月末	第74期 令和7年3月末
有価証券	残存償還期間1年以内の公募非上場債券	—	—
	公募債以外の内国非上場債券	—	—
	内国債以外の非上場債券	—	—
	非上場株式	9	9
	非上場その他	—	—

有価証券の種類別の残存期間別残高

(金額単位：百万円)

		第73期 令和6年3月末				第74期 令和7年3月末			
		1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
債券		2,665	7,865	2,645	1,677	3,290	6,043	2,086	1,143
	国債	200	200	1,089	287	200	—	2,086	266
地方債		—	602	—	—	599	—	—	—
	社債	2,465	6,865	1,555	1,390	2,491	5,849	—	877
その他		—	196	—	—	—	194	—	—
	その他	—	—	—	—	—	—	—	—
合 計		2,665	7,865	2,645	1,677	3,290	6,043	2,086	1,143

自己資本の充実の状況等について

協同組合による金融事業に関する法律施行規則第69条第1項第5号二の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について金融庁長官が別に定める事項(平成19年3月23日金融庁告示第17号)で規定されている、第3の柱(市場規律)として、単体における事業年度に係る開示事項について開示しています。

(1)自己資本の構成に関する事項

当組合の自己資本については、主に地域のお客様による普通出資金並びに優先出資金、資本剰余金及び利益剰余金等により構成されております。

(金額単位：百万円)

項 目	第73期 令和5年度	第74期 令和6年度
コア資本に係る基礎項目(1)		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る組合員勘定又は会員勘定の額	10,374	10,503
うち、出資金及び資本剰余金の額	8,718	8,721
うち、利益剰余金の額	1,786	1,931
うち、外部流出予定額(△)	130	150
うち、上記以外に該当するものの額	—	—
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	108	117
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	108	117
うち、適格引当金コア資本算入額	—	—
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の四十五パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
コア資本に係る基礎項目の額(イ)	10,482	10,620
コア資本に係る調整項目(2)		
無形固定資産(モーゲージサービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	1	1
うち、のれんに係るものの額	—	—
うち、のれん及びモーゲージサービシング・ライツに係るものの以外の額	1	1
繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額	—	—
適格引当金不足額	—	—
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—	—
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—
前払年金費用の額	—	—
自己保有普通出資等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額	—	—
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—	—
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	—	—
信用協同組合連合会の対象普通出資等の額	—	—
特定項目に係る十パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに該当するものの額	—	—
うち、モーゲージサービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—
特定項目に係る十五パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに該当するものの額	—	—
うち、モーゲージサービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—
コア資本に係る調整項目の額(ロ)	1	1
自己資本		
自己資本の額((イ)-(ロ)) (ハ)	10,480	10,619
リスク・アセット等(3)		
信用リスク・アセットの額の合計額	79,349	82,465
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	—	—
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	—	—
うち、上記以外に該当するものの額	—	—
マーケット・リスク相当額の合計額を十パーセントで除して得た額	—	—
勘定間の振替分	—	—
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を十パーセントで除して得た額	3,067	2,982
信用リスク・アセット調整額	—	—
資本フロア調整額	—	—
オペレーショナル・リスク相当額調整額	—	—
リスク・アセット等の額の合計額(ニ)	82,416	85,448
自己資本比率		
自己資本比率((ハ)/(ニ))	12.71%	12.42%

(注)1. 自己資本比率の算出方法を定めた「協同組合による金融事業に関する法律第六条第一項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用協同組合及び信用協同組合連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁告示第22号)」に係る算式に基づき算出しております。なお、当組合は国内基準を採用しております。

(2)自己資本の充実度に関する事項

当組合の自己資本の充実度は、自己資本比率の算出結果により評価を行っています。当組合の自己資本比率は、国内基準である4%を上回っており、経営の健全性安全性を十分保っています。

将来の自己資本の充実策については、毎年度の収益計画の実践による着実な利益金の積立を行い、内部留保の充実に努めてまいります。

(金額単位：百万円)

	第73期 令和5年度	第74期 令和6年度
イ、信用リスク・アセット、所要自己資本の額合計		
①標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャー	79,349	3,173
(i) ソブリン向け	40	1
(ii) 金融機関向け	8,711	348
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	—	1,250
(iii) カバード・ボンド向け	—	—
(iv) 法人等向け	25,463	1,018
(v) 中小企業等・個人向け	20,234	809
(vi) 中堅中小企業等・個人向け	—	7,157
トランザクター向け	—	101
(vii) 抵当権付住宅ローン	3,010	120
(viii) 不動産取得等事業向け	13,912	556
(ix) 不動産関連向け	—	37,720
自己居住用不動産等向け	—	13,581
賃貸用不動産向け	—	13,224
事業用不動産関連向け	—	10,914
その他不動産関連向け	—	—
ADC向け	—	—
(x) 劣後債権及びその他資本制証券等	—	100
(xi) 三月以上延滞等	64	2
(xii) 延滞等向け	—	2,778
(xiii) 自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	—	389
(xiv) 信用保証協会等保証付	1,735	69
(xv) 出資等	24	0
出資等のエクスポージャー	24	0
重要な出資等のエクスポージャー	—	—
(xvi) 株式等	—	24
(xvii) 重要な出資のエクスポージャー	—	—
(xviii) 他の金融機関等の対象資本調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部TAC関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー	3,000	2,000
(xix) 信用協同組合連合会の対象普通出資等であってコア資本に係る調整項目の額に算入されなかった部分に係るエクスポージャー	631	25
(xx) その他	2,519	100
②証券化エクスポージャー	—	—
③リスク・ウェイトのみが計算が適用されるエクスポージャー	—	—
ルック・スルー方式	—	—
マンドレート方式	—	—
蓋然性方式(250%)	—	—
蓋然性方式(400%)	—	—
フォールバック方式(1250%)	—	—
④未決済取引	—	—
⑤他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額	—	—
⑥CVA/リスク相当額を十パーセントで除して得た額(簡便法)	—	—
⑦中央清算機関関連エクスポージャー	—	—
ロ、オペレーショナル・リスク相当額の合計額を十パーセントで除して得た額	3,067	122
BI	—	1,988
BIC	—	238
ハ、単体総所要自己資本額(イ+ロ)	82,416	3,296
	85,448	3,417

- (注)1. 所要自己資本の額=リスク・アセットの額×4%
2. 「エクスポージャー」とは、資産(派生商品取引によるものを除く)並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額です。
3. 「ソブリン」とは、中央政府、中央政府、地方公共団体、地方公共団体金融機関、我が国の政府関係機関、土地開発公社、地方住宅供給公社、地方道路公社、外国の中央政府以外の公共部門(当該国内においてソブリン扱いになっているもの)、国際開発銀行、国際決済銀行、国際通貨基金、欧州中央銀行等のことです。
4. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「ソブリン向け」、「金融機関向け及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。
5. 「延滞等」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことです。①金融再生法施行規則上の「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること②重大な経済的損失を伴う売却を行うこと③3か月以上限度額を超えた当座貸越であること
6. 「その他」とは、(i)～(ix)に区分されないエクスポージャーです。具体的には(v)に該当しない個人向け貸出金、有形固定資産等が含まれます。
7. 当組合では、マーケット・リスクに関する事項は該当ありません。
8. オペレーショナル・リスクは、当組合は基礎的手法を採用しています(令和5年度計数)。
9. 当組合は、標準的計測手法かつLMを「1」としてオペレーショナル・リスク相当額を算定しております(令和6年度計数)。
10. 単体総所要自己資本額=単体自己資本比率の分母の額×4%

(オペレーショナル・リスク(基礎的手法)の算定方法)
粗利益(直近3年間のうち正の値の合計額)×15%
直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数 ÷ 8%

(3)信用リスクに関する事項

1.リスク管理の方針及び手続の概要

信用リスクとは、取引先の財務状況の悪化などにより、当組合の資産の価値が減少ないしは消失し、損失を受けるリスクのことをいいます。

当組合では、信用リスクを当組合が管理すべき最重要のリスクであると認識し、安全性、公共性、流動性、成長性、収益性の5原則に則って厳正な与信判断を行うべく、与信業務の基本的な理念や手続等を明示した「クレジットポリシー」を制定し、広く役職員に理解と遵守を促すとともに、信用リスク管理を徹底しています。

当組合では、信用リスク管理のために与信ポートフォリオ管理として、特定業種への偏重を回避するため各業種の与信枠を定めています。また、大口先への与信集中によるリスク抑制のため、大口与信先にはクレジットラインを定めて管理をしています。また、債務者区分別にリスクに応じた金利の設定など、さまざまなリスク管理を行っています。

信用コストである貸倒引当金は、「自己査定基準書」及び「償却・引当基準」に基づき、自己査定における債務者区分ごとに算出された貸倒実績率から予想損失率を計算して算定しています。

算定結果については監査法人の監査を受けるなど、適正な計上に努めています。

2.標準的手法が適用されるポートフォリオについて

(1)リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関の名称

有価証券についてのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関は、以下の4つの機関を採用しています。なお、貸出金については、適格格付機関は使用していませんが、金融機関貸付金については、有価証券と同様に以下の4つの機関を採用しています。

- ・(株) 格付投資情報センター (R&I)
- ・(株) 日本格付研究所 (JCR)
- ・ムーディーズ・インベスターズ・サービス社 (Moody's)
- ・S&Pグローバル・レーティング社

(2)エクスポージャーの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関の名称

有価証券についてはエクスポージャーの種類ごとに適格格付機関の使い分けは行っていません。なお、金融機関貸付金についても同様です。

イ. 信用リスクに関するエクスポージャー及び主な種類別の期末残高（業種別及び残存期間別）

（金額単位：百万円）

業種区分 期間区分	エクスポージャー区分		信用リスクエクスポージャー期末残高								三月以上 延滞 エクスポージャー	延滞等 エクスポージャー
			貸出金、コミットメント 及びその他の デリバティブ以外の オフ・バランス取引		債券				デリバティブ取引			
	令和5年度	令和6年度	令和5年度	令和6年度	令和5年度		令和6年度		令和5年度	令和6年度		
地域別区分					国内債券	外国債券	国内債券	外国債券				
製造業	14,903	14,332	10,903	10,932	3,999	—	3,399	—	—	—	9	960
農業、林業	276	269	276	269	—	—	—	—	—	—	—	137
漁業	0	0	0	0	—	—	—	—	—	—	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業	979	998	979	998	—	—	—	—	—	—	—	114
建設業	12,424	12,250	12,024	11,950	400	—	300	—	—	—	10	431
電気・ガス・熱供給・水道業	557	509	357	309	200	—	200	—	—	—	—	—
情報通信業	261	102	159	100	100	—	—	—	—	—	—	—
運輸業、郵便業	4,418	4,377	4,018	3,977	400	—	400	—	—	—	—	41
卸売業、小売業	6,621	6,498	6,221	6,298	400	—	200	—	—	—	22	1,002
金融業、保険業	47,189	43,124	5,322	5,339	3,165	200	1,799	200	—	—	—	—
不動産業	24,103	26,617	21,098	23,813	3,001	—	2,800	—	—	—	40	401
物品賃貸業	299	113	299	113	—	—	—	—	—	—	—	—
学術研究、専門・技術サービス業	3,457	1,261	3,457	1,261	—	—	—	—	—	—	4	47
宿泊業	1,131	1,026	1,131	1,026	—	—	—	—	—	—	—	124
飲食業	1,898	1,736	1,898	1,736	—	—	—	—	—	—	1	101
生活関連サービス業、娯楽業	571	2,326	562	2,318	—	—	—	—	—	—	—	115
教育、学習支援業	22	18	22	18	—	—	—	—	—	—	—	—
医療、福祉	1,008	892	1,008	892	—	—	—	—	—	—	—	—
その他のサービス	4,326	5,540	4,325	5,538	—	—	—	—	—	—	—	178
その他の産業	575	575	575	575	—	—	—	—	—	—	—	0
国・地方公共団体等	7,837	7,632	4,748	4,146	3,089	—	3,485	—	—	—	—	—
個人	21,899	24,728	21,899	24,728	—	—	—	—	—	—	8	430
その他	3,453	3,489	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
業種別合計	158,218	158,424	101,292	106,348	14,756	200	12,585	200	—	—	98	4,086
1年以下	45,441	41,554	15,255	15,931	2,666	—	3,300	—	—	—		
1年超3年以下	12,953	17,166	6,619	7,341	5,301	—	3,200	—	—	—		
3年超5年以下	20,467	17,112	10,867	11,117	2,399	—	2,799	200	—	—		
5年超7年以下	16,661	12,017	14,861	12,017	1,600	200	—	—	—	—		
7年超10年以下	9,750	14,152	8,661	12,066	1,089	—	2,086	—	—	—		
10年超	46,433	46,830	44,733	45,630	1,699	—	1,199	—	—	—		
期間の定めのないもの	2,417	5,462	290	2,241	—	—	—	—	—	—		
その他	4,092	4,127	2	—	—	—	—	—	—	—		
残存期間別合計	158,218	158,424	101,292	106,348	14,756	200	12,585	200	—	—		

(注) 1. 「貸出金、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランス取引」とは、貸出金の期末残高の他、当座貸越等のコミットメントの与信相当額、デリバティブ取引を除くオフ・バランス取引の与信相当額の合計額です。

2. 「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上延滞している者に係るエクスポージャーのことです。

3. 「延滞等」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことです。

①金融再生法施行規則上の「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること

②重大な経済的損失を伴う売却を行うこと

③3か月以上限度額を超過した当座貸越であること

4. 上記の「その他」は、裏付となる個々の資産の全部又は一部を把握することや、業種区分・期間区分などに分類することが困難なエクスポージャーです。具体的には有形固定資産、現金、個別に残存期間を把握できない代理貸付債権に係る債務保証見返等が含まれます。

5. CVARリスク及び中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。

6. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

自己資本の充実の状況等について

ロ. 一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(金額単位：百万円)

		期 首 残 高	当 期 増 加 額	当 期 減 少 額		期 末 残 高
				目 的 使 用	そ の 他	
一般貸倒引当金	令和5年度	147	108	—	147	108
	令和6年度	108	117	—	108	117
個別貸倒引当金	令和5年度	1,343	1,323	10	1,333	1,323
	令和6年度	1,323	1,433	43	1,311	1,401
合 計	令和5年度	1,490	1,431	10	1,480	1,431
	令和6年度	1,431	1,550	43	1,420	1,519

ハ. 業種別の個別貸倒引当金及び貸出金償却の残高等

(金額単位：百万円)

	個 別 貸 倒 引 当 金										貸 出 金 償 却	
	期 首 残 高		当 期 増 加 額		当 期 減 少 額				期 末 残 高			
					目 的 使 用		そ の 他					
	令和5年度	令和6年度	令和5年度	令和6年度	令和5年度	令和6年度	令和5年度	令和6年度	令和5年度	令和6年度	令和5年度	令和6年度
製造業	148	155	155	225	1	—	146	155	155	225	9	—
農業、林業	68	68	68	68	—	—	68	68	68	68	—	—
漁業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
建設業	92	99	99	110	4	5	88	94	99	110	17	15
電気・ガス・熱供給・水道業	0	—	—	—	—	—	0	—	—	—	—	—
情報通信業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
運輸業、郵便業	4	3	3	3	—	—	4	3	3	3	1	—
卸売業、小売業	753	739	739	738	3	5	750	733	739	738	13	10
金融業、保険業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
不動産業	76	72	72	78	—	—	76	72	72	78	0	—
物品賃貸業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
学術研究、専門・技術サービス業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
宿泊業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
飲食業	31	28	28	29	0	—	30	28	28	29	1	—
生活関連サービス業、娯楽業	5	5	5	4	—	—	5	5	5	4	6	—
教育、学習支援業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
医療、福祉	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
その他のサービス	99	94	94	91	—	0	99	93	94	91	2	5
その他の産業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
国・地方公共団体等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
個人	56	49	49	46	—	—	56	49	49	46	—	—
合 計	1,338	1,317	1,317	1,396	10	11	1,327	1,306	1,317	1,396	52	31

(注) 1. 当組合は、国内の限定されたエリアにて事業活動を行っているため、「地域別」の区分は省略しています。
2. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しています。
3. 貸出金償却は個別貸倒引当金に繰り入れて目的使用しているため、損益計算書上には記載しておりません。

二. 標準的手法が適用されるエクスポージャーのポートフォリオの区分ごとの内訳

(金額単位：百万円)

	CCF・信用リスク削減効果適用前		CCF・信用リスク削減効果適用後			リスク・ウェイトの加重平均値 (%)
	オン・バランス資産項目	オフ・バランス資産項目	オン・バランス資産項目	オフ・バランス資産項目	信用リスク・アセットの額	
	令和6年度					
現金	1,687	—	1,687	—	—	0%
我が国の中央政府及び中央銀行向け	6,732	—	6,732	—	—	0%
外国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—	—	—
国際決済銀行等向け	—	—	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	600	—	600	—	—	0%
外国の中央政府等以外の公共部門向け	—	—	—	—	—	—
国際開発銀行向け	—	—	—	—	—	—
地方公共団体金融機構向け	—	—	—	—	—	—
我が国の政府関係機関向け	200	—	200	—	20	10%
地方三公社向け	100	—	100	—	20	20%
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	40,529	—	40,529	—	8,915	22%
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	4,502	—	4,502	—	1,250	28%
カバード・ボンド向け	—	—	—	—	—	—
法人等向け（特定貸付債権向けを含む）	26,639	2,319	26,361	703	19,406	72%
特定貸付債権向け	1,022	—	1,022	—	827	81%
中堅中小企業等向け及び個人向け	9,169	17,492	8,747	775	7,157	75%
トランザクター向け	—	4,268	—	226	101	45%
不動産関連向け	47,148	—	46,540	—	37,720	81%
自己居住用不動産等向け	23,702	—	23,538	—	13,581	58%
賃貸用不動産向け	12,778	—	12,713	—	13,224	104%
事業用不動産関連向け	10,666	—	10,287	—	10,914	106%
その他不動産関連向け	—	—	—	—	—	—
A D C 向け	—	—	—	—	—	—
劣後債権及びその他資本性証券等	100	—	100	—	100	100%
延滞等向け（自己居住用不動産等向けを除く。）	2,471	32	2,381	9	2,778	116%
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	392	—	392	—	389	99%
取立未済手形	11	—	11	—	2	20%
信用保証協会等による保証付	15,141	29	15,105	29	1,498	10%
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—	—	—	—
株式等	24	—	24	—	24	100%
合 計					78,033	

(注) 1. 最終化されたパーゼルⅢの適用に伴い新設された内容であるため、令和5年度については記載しておりません。

2. 「CCF」とは、オフ・バランス取引の与信相当額を計算する際に使用する掛目 (%) のことです。

3. 「リスク・ウェイトの加重平均値 (%)」とは、信用リスク・アセットの額をCCF・信用リスク削減手法適用後エクスポージャーのオン・バランスの額とオフ・バランスの額の合計額で除して算出した値のことです。

4. 「リスク・ウェイトの加重平均値 (%)」は、表示単位未満を四捨五入して表示しております。

自己資本の充実の状況等について

ホ. 標準的手法が適用されるエクスポージャーのポートフォリオの区分ごと並びにリスク・ウェイトの区分ごとの内訳

(金額単位：百万円)

	資産の額及び与信相当額の合計額（CCF・信用リスク削減効果適用後）															
	0%	10%	15%	20%	25%	30%	31.25%	35%	37.50%	40%	43.75%	45%	50%	56.25%	60%	62.50%
	令和6年度															
現金	1,687	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
我が国の中央政府及び中央銀行向け	6,732	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
外国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
国際決済銀行等向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	600	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
外国の中央政府等以外の公共部門向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
国際開発銀行向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
地方公共団体金融機構向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
我が国の政府関係機関向け	—	200	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
地方三公社向け	—	—	—	100	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	—	—	—	33,438	—	6,091	—	—	—	1,000	—	—	—	—	—	—
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	—	—	—	1,001	—	3,501	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
カバード・ボンド向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
法人等向け(特定貸付債権向けを含む)	—	—	—	4,099	—	—	—	—	—	—	—	—	4,100	—	—	—
特定貸付債権向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
中堅中小企業等向け及び個人向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	226	117	—	—	—
トランザクター向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	226	—	—	—	—
不動産関連向け	—	2	—	—	—	—	—	10,177	—	—	—	—	—	—	1,293	—
自己居住用不動産等向け	—	2	—	—	—	—	—	10,177	—	—	—	—	—	—	—	—
賃貸用不動産向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1,293	—
事業用不動産関連向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
その他不動産関連向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
ADC向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
劣後債権及びその他資本性証券等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
延滞等向け(自己居住用不動産等向けを除く。)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	521	—	—	—
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	5	—	—	—
取立未済手形	—	—	—	11	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
信用保証協会等による保証付	152	14,983	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
株式等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
合 計	9,171	15,185	—	37,649	—	6,091	—	10,177	—	1,000	—	226	4,743	—	1,293	—

(注) 最終化されたバーゼルⅢの適用に伴い新設された内容であるため、令和5年度については記載しておりません。

(金額単位：百万円)

	資産の額及び与信相当額の合計額（CCF・信用リスク削減効果適用後）															
	70%	75%	80%	85%	90%	93.75%	100%	105%	110%	112.50%	130%	150%	250%	400%	その他	合 計
	令和6年度															
現金	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1,687
我が国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	6,732
外国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
国際決済銀行等向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	600
外国の中央政府等以外の公共部門向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
国際開発銀行向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
地方公共団体金融機構向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
我が国の政府関係機関向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	200
地方三公社向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	100
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	40,529
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	4,502
カバード・ボンド向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
法人等向け(特定貸付債権向けを含む)	—	—	973	14,220	—	—	3,671	—	—	—	—	—	—	—	—	27,065
特定貸付債権向け	—	—	973	—	—	—	48	—	—	—	—	—	—	—	—	1,022
中堅中小企業等向け及び個人向け	—	8,733	—	—	—	—	445	—	—	—	—	—	—	—	—	9,522
トランザクター向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	226
不動産関連向け	555	13,358	—	—	1,287	—	—	10,401	8,250	—	—	1,211	—	—	—	46,540
自己居住用不動産等向け	—	13,358	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	23,538
賃貸用不動産向け	—	—	—	—	—	—	—	10,401	—	—	—	1,017	—	—	—	12,713
事業用不動産関連向け	555	—	—	—	1,287	—	—	—	8,250	—	—	193	—	—	—	10,287
その他不動産関連向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
ADC向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
劣後債権及びその他資本性証券等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	100	—	—	—	100
延滞等向け(自己居住用不動産等向けを除く。)	—	—	—	—	—	—	572	—	—	—	—	1,296	—	—	—	2,390
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	—	—	—	—	—	—	387	—	—	—	—	—	—	—	—	392
取立未済手形	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	11
信用保証協会等による保証付	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	15,135
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
株式等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	24	—	—	24
合 計	555	22,092	973	14,220	1,287	—	5,076	10,401	8,250	—	—	2,608	24	—	—	151,031

自己資本の充実の状況等について

ハ. リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額等

(金額単位：百万円)

告示で定めるリスク・ウェイト区分 (%)	エクスポージャーの額	
	令和5年度	
	格付有り	格付無し
0%	—	9,414
10%	—	17,941
20%	2,199	38,254
35%	—	8,661
50%	5,567	91
75%	—	28,380
100%	200	41,095
150%	—	9
250%	—	1,200
350%	—	—
その他	—	—
自己資本控除	—	1
合 計	7,966	145,050

(注) 1. 格付は、適格格付機関が付与しているものに限ります。
 2. エクスポージャーは、信用リスク削減手法適用後のリスク・ウェイトに区分しています。
 3. コア資本に係る調整項目となったエクスポージャー（経過措置による不算入分を除く）、CVAリスク及び中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。

(金額単位：百万円)

告示で定めるリスク・ウェイト区分 (%)	令和6年度			
	CCF・信用リスク削減効果適用前		CCFの加重 平均値 (%)	資産の額及び 与信相当額の合計額 (CCF・信用 リスク削減効果適用後)
	オン・バランス 資産項目	オフ・バランス 資産項目		
40%未満	78,370	29	100.000	78,276
40%～70%	7,618	4,283	10.110	7,819
75%	22,025	13,075	12.628	22,092
80%	973	—	—	973
85%	13,735	1,819	35.963	14,220
90%～100%	6,535	649	10.116	6,364
105%～130%	18,996	—	—	18,652
150%	2,665	17	38.785	2,608
250%	24	—	—	24
400%	—	—	—	—
1250%	—	—	—	—
その他	—	—	—	—
合 計	150,947	19,874	14.293	151,031

(注) 1. 最終化されたバーゼルⅢの適用に伴い新設された内容であるため、令和5年度については記載しておりません。
 2. 「CCFの加重平均値 (%)」とは、CCFを適用した後及び信用リスク削減手法の効果を実案する前のオフ・バランス取引のエクスポージャーの額を、CCF・信用リスク削減手法適用前エクスポージャーのオフ・バランスの額に掲げる額で除して算出した値のことです。
 3. 「CCFの加重平均値 (%)」は、小数点第4位以下を切り捨てて表示しております。

(4)信用リスク削減手法に関する管理の方針及び手続きの概要

当組合は、リスク管理の観点から、取引先の倒産や財務状況の悪化などによる損失を軽減するために、不動産担保や信用保証協会保証による保全措置を講じています。しかしながら、担保や保証による保全措置はあくまで補完的なものであり、担保や保証に過度に依存しない融資姿勢に徹しています。ただし、資金使途、返済原資、財務内容、事業環境、経営者の資質など、さまざまな角度からの与信審査の結果、保全措置が必要と判断した場合は、お客様に十分な説明とご理解を得たうえで契約するよう適切な取扱いに努めています。

当組合が取扱う担保には、当組合の預金積金、有価証券、不

動産等があります。保証には、信用保証協会保証、民間保証会社保証、人的保証等があります。その手続きについては当組合が定める「事務取扱要綱」等により、適正な事務取扱いを行っています。

また、お客様が期限の利益を失われた場合には、全ての与信取引の範囲において預金相殺等をする場合がありますが、当組合が定める「営業店業務規程」や各種約定書等に基づき適正な取扱いを行っています。

当組合では、信用リスク削減手法の適用に伴う信用リスクの集中に関しては、業種やエクスポージャーの種類に偏ることなく分散されています。

信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー

(金額単位：百万円)

信用リスク削減手法 ポートフォリオ		適格金融資産担保		保 証		クレジット・デリバティブ	
		令和5年度	令和6年度	令和5年度	令和6年度	令和5年度	令和6年度
信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー		417	2,756	—	—	—	—
① ソブリン向け		—	—	—	—	—	—
② 金融機関向け		—	—	—	—	—	—
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け			—		—		—
③ カバード・ボンド			—		—		—
④ 法人等向け		—	110	—	—	—	—
⑤ 中小企業等・個人向け		387		—		—	
⑥ 中堅中小企業・個人向け			1,912		—		—
⑦ 抵当権付住宅ローン		10		—		—	
⑧ 不動産取得等事業向け		1		—		—	
⑨ 不動産関連向け			608		—		—
自己居住用不動産等向け			164		—		—
賃貸用不動産向け			65		—		—
事業用不動産関連向け			378		—		—
その他不動産関連向け			—		—		—
ADC向け			—		—		—
⑩ 劣後債権及びその他資本性証券等			—		—		—
⑪ 三月以上延滞等		—		—		—	
⑫ 延滞等向け			89		—		—
⑬ 自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞			—		—		—
⑭ 信用保証協会等保証付		—	36	—	—	—	—
⑮ 出資等		—		—		—	
出資等のエクスポージャー		—		—		—	
重要な出資のエクスポージャー		—		—		—	
⑯ 株式等			—		—		—
⑰ その他		18	—	—	—	—	—

(注) 1. 当組合は、適格金融資産担保について簡便手法を用いています。

2. 上記「保証」には、告示(平成18年金融庁告示第22号)第45条(信用保証協会、農業信用基金協会、漁業信用基金協会により保証されたエクスポージャー)、第46条(株式会社地域経済活性化支援機構等により保証されたエクスポージャー)を含みません。

3. 「その他」とは、①～⑤に区分されないエクスポージャーです。具体的には、⑤に該当しない個人向け貸出金等が含まれます。

(5) 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針及び手続の概要

保有している債券には派生商品取引を行っているものもありますが、直接的には派生商品取引は行っていません。

また、長期決済期間取引については該当ありません。

(金額単位：百万円)

	令和5年度	令和6年度
与信相当額の算出に用いる方式	カレントエクスポージャー方式	カレントエクスポージャー方式
グロス再構築コストの額の合計額	—	—
グロス再構築コストの額の合計額及びグロスのアドオン合計額から担保による信用リスク削減手法の効果を勘案する前の与信相当額を差引いた額	—	—

(金額単位：百万円)

	担保による信用リスク削減手法の効果を 勘案する前の与信相当額		担保による信用リスク削減手法の効果を 勘案した後の与信相当額	
	令和5年度	令和6年度	令和5年度	令和6年度
1) 派生商品取引合計	—	—	—	—
(i) 外国為替関連取引	—	—	—	—
(ii) 金利関連取引	—	—	—	—
(iii) 金関連取引	—	—	—	—
(iv) 株式関連取引	—	—	—	—
(v) 貴金属(金を除く)関連取引	—	—	—	—
(vi) その他のコモディティ関連取引	—	—	—	—
(vii) クレジット・デリバティブ	—	—	—	—
2) 長期決済期間取引	—	—	—	—
合 計	—	—	—	—

※担保による信用リスク削減手法を適用した取引は該当ありません。

※与信相当額算出の対象となるクレジット・デリバティブ取引は該当ありません。

※信用リスク削減手法の効果を勘案するために用いているクレジット・デリバティブ取引は該当ありません。

自己資本の充実の状況等について

(6)証券化エクスポージャーに関する事項

リスク管理の方針及び手続の概要

当組合は、証券化エクスポージャーは投資家としてのみ保有することとしており、オリジネーターとして保有するものではありません。当資産についてのリスクの認識については、毎月末時点の時価把握を行うとともに、決算報告、格付機関の格付、各種メディア等の情報に注意を払い管理することとしています。

※令和7年3月末現在では保有していません。

証券化エクスポージャーについて、信用リスク・アセットの額の算出に使用する方式の名称

投資家としてのみ保有することとしており、債券として、適格格付機関の格付によりリスク・ウェイトを求め、信用リスク・アセットの額を算出することとしています。

証券化取引に関する会計方針

債券と同様な会計処理を行います。

証券化エクスポージャーの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関の名称

証券化エクスポージャーのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関は以下の4機関を採用しています。なお、投資の種類ごとの適格格付機関の使い分けは行っていません。

- ・(株)格付投資情報センター(R&I)
- ・(株)日本格付研究所(JCR)
- ・ムーディーズ・インベスターズ・サービス社(Moody's)
- ・S&Pグローバル・レーティング社

(7)出資その他これに類するエクスポージャー(「出資等」といいます。)又は株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要

時価のあるものについては、投資限度額を定め、毎営業日、時価を管理し、ロスカット協議ライン・売却ラインに抵触していないかを管理しています。また、市場リスクをVaR(バリュー・アット・リスク:統

計に基づく市場リスク量の把握方法)に基づいて求め、日々の状況を把握しています。

貸借対照表計上額及び時価

(金額単位:百万円)

区 分	令和5年度		令和6年度	
	貸借対照表計上額	時 価	貸借対照表計上額	時 価
上場株式等	—	—	—	—
非上場株式等	35	26	35	26
合 計	35	26	35	26

(注) 1. 非上場株式のうち一部を除く株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難とみられることから時価開示の対象とはしていません。
2. 投資信託等の複数の資産を裏付けとするエクスポージャー(いわゆるファンド)のうち、上場・非上場の確認が困難なエクスポージャーについては、非上場株式等を含めて記載しています。

出資等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益の額

(金額単位:百万円)

区 分	令和5年度	令和6年度
売却益	—	—
売却損	—	—
償却	—	—

(注)投資信託等の複数の資産を裏付けとするエクスポージャー(いわゆるファンド)にかかる売却損益は含まれていません。

貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額

(金額単位:百万円)

区 分	令和5年度	令和6年度
評価損益	11	11

(注)「貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額」とは、その他有価証券の評価損益です。

貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額

(金額単位:百万円)

区 分	令和5年度	令和6年度
評価損益	—	—

(注)「貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額」とは、子会社株式及び関連会社の評価損益です。

(8) オペレーショナル・リスクに関する次に掲げる事項

リスク管理の方針及び手順の概要

当組合は、オペレーショナル・リスクを事務リスク、システムリスク、法務リスク、人的リスク、有形資産リスク、風評リスク、規制・制度変更などに伴うリスク等の各リスクを含む幅広いリスクと捉え、リスク管理統括規程・リスク管理の基本方針等を定め、各リスク管理の状況等については、常勤理事会等にて随時、協議検討を行うとともに、

必要に応じて理事会等経営陣に報告する態勢を整備し、リスク管理の向上に努めています。

オペレーショナル・リスク相当額の算出に使用する手法の名称

基礎的手法による計測を採用しています。

(9) リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

(単位：百万円)

	令和5年度	令和6年度
ルック・スルー方式を適用するエクスポージャー	—	—
マンドート方式を適用するエクスポージャー	—	—
蓋然性方式(250%)を適用するエクスポージャー	—	—
蓋然性方式(400%)を適用するエクスポージャー	—	—
フォールバック方式(1250%)を適用するエクスポージャー	—	—

(10) 金利リスクに関する事項

リスク管理の方針及び手順の概要

金利リスクとは、市場金利の変動によって受ける資産価値の変動や、将来の収益性に対して影響する損失可能性のことです。当組合は、一定の金利ショックを想定した場合の銀行勘定の金利リスク(BPV)の計測を定期的にし、また、有価証券の外部データを含めて、ALM委員会で協議し、経営陣へ報告を行うなど、リスク・コントロールに努めています。

債券については、その他有価証券について、日々の評価損益を把握しており、また、日次で10BPV(10ベース・ポイント・バリュー：金利が0.1%上昇した時の債券価格の下落額)、四半期で100BPV(100ベース・ポイント・バリュー：金利が1%上昇した時の債券価格の下落額)を管理しています。また、金利リスクを含む市場リスク管理として、日次でVaRにより市場リスク量が自己資本に与える影響を把握しています。

(金額単位：百万円)

銀行勘定の金利リスク(IRRBB)					
項番		Δ EVE		Δ NII	
		令和5年度	令和6年度	令和5年度	令和6年度
1	上方パラレルシフト	1,173	907	0	0
2	下方パラレルシフト	0	0	586	559
3	スティープ化	1,117	916		
4	フラット化				
5	短期金利上昇				
6	短期金利低下				
7	最大値	1,173	916	586	559
		令和5年度		令和6年度	
8	自己資本の額	10,480		10,619	

(注1) 金利リスク(ΔEVE)の算定手法の概要等は、貸借対照表の注記に記載しております。

(注2) 開示告示に基づく定量的開示の対象となるΔEVEに関する事項は以下のとおりです。

- (1) 流動性預金に割り当てられた金利改定の平均満期は1.148年です。
- (2) 流動性預金に割り当てられた最長の金利改定満期は5年です。
- (3) 流動性預金への満期の割当て方法は、金融庁が定める保守的な前提を用いています。
- (4) IRRBBの算出にあたり、通貨別に算出した金利リスクの正値を合算しています。
- (5) IRRBBの算出にあたり、割引金利にスプレッドを考慮していません。
- (6) 内部モデルは使用していません。

(11) 自己資本調達手段の概要

当組合の自己資本は、出資金、資金剰余金及び利益剰余金等により構成されております。

なお、当組合の自己資本調達手段の概要は次のとおりです。

発行主体	滋賀県信用組合	滋賀県信用組合	滋賀県信用組合	滋賀県信用組合	滋賀県信用組合
資本調達手段の種類	普通出資	非累積的永久優先出資	非累積的永久優先出資	非累積的永久優先出資	非累積的永久優先出資
コア資本に係る基礎項目の額に算入された額	1,855百万円	500百万円	1,125百万円	150百万円	5,091百万円 ^(※2)
償還期限	—	—	—	—	—
配当率 ^(※1)	0.50%	5年物 TONA スワップレート +0.059%+0.70%	5年物 TONA スワップレート +0.059%+0.70%	12か月日本円 TIBOR +1.50%	12か月日本円 TIBOR +0.80%
一定の事由の生じた場合に償還等を可能とする特約がある場合は、その概要	—	—	—	—	—

(※1) 本表における配当率とは、優先出資発行額に対する配当率です。

(※2) 5,091百万円のうち、4,500百万円は優先出資金、591百万円は資本準備金として計上しております。

中小企業の経営の改善及び地域の活性化のための取組み状況

1. 中小企業の経営支援に関する取組み方針

当組合は、平成25年3月末をもって終了した中小企業金融円滑化法の期限後においても、従来どおり金融円滑化のための基本方針に基づき、柔軟に対応しております。

これからもお客様に対して、貸付の条件の変更等のお申込み・ご相談等に迅速かつ適切にお応えすることができるよう、努めてまいります。

- お客様からの資金に関する相談やご融資条件の変更等のお申込みに対しては、お客様のご事情をきめ細かく把握したうえで、その解決に努めてまいります。
- 中小企業のお客様とのご融資条件の変更等のご相談にあたっては、これまで以上に、お客様と膝をつき合せて改善策を見出し、最善のご提案ができるよう関係する他の金融機関と連携を図りながら、使命感を持って、積極的に取り組みます。
- お客様の経営改善・事業再生の取組みを促進するために、中小企業活性化協議会等の外部機関や専門家を積極的に活用するなど、コンサルティング機能の質を一層高めていくよう努めてまいります。

2. 中小企業の経営支援に関する態勢整備の状況

- 当組合は、平成24年12月に『経営革新等支援機関』の認定を受けております。経営革新等支援機関として、経営の分析、経営計画の策定支援とその後のフォローアップ、地域の経営革新等支援機関によるネットワーク構築によってチームとして中小企業を支援致します。
- 当組合は、取引先中小企業の経営支援のため、『事業支援グループ』を設置しております。同グループの主な役割は次のとおりです。
 - ・取引先に対する経営改善計画の策定指導・支援、フォローアップ
 - ・事業再生に関する支援
- 当組合は、本部審査部内に金融円滑化推進室を、各営業店の窓口金融円滑化推進担当者を置き、お客様の返済条件の変更や資金繰り改善の相談にきめ細かな対応をしております。
- 当組合は、地域経済活性化支援機構、中小企業支援ネットワーク、中小企業活性化協議会等関係機関と連携を図り、中小企業を支援致します。

3. 中小企業の経営支援に関する取組状況

a. 創業・新規事業開拓の支援

- 当組合は、経営革新等支援機関として、創業支援等の相談に積極的に応じております。
なお、創業・新規事業支援融資実績として、令和6年度中の融資実行件数・金額は、41件376百万円となっております。
- 創業支援・新規事業開拓の支援として各種公的制度融資の取扱いのほか、当組合独自の融資商品として、『創業支援サポートローン』、日本政策金融公庫との協調融資商品として『創業支援サポートローン キックオフ』を用意しております。
また、NPO法人向けには、『NPO事業サポートローン』を用意しております。

b. 成長段階における支援

- 当組合では、各種制度融資の取扱いはもちろん、保証協会保証や担保に過度に依存しない、独自の事業評価に基づいたプロパー融資による積極的な支援を多数行っております。
- また、事業者向けの独自の融資商品を開発し、事業資金のスピーディな融資に心掛け、お客様が利用しやすい環境を整える努力をしております。
- 当組合独自の融資商品
 - ・事業者サポートローン「活力」
 - ABL(動産・売掛金担保融資)の積極的活用

c. 経営改善・事業再生・業種転換等の支援

- 当組合は経営革新等支援機関として、取引先の経営改善支援・事業再生等のコンサルティング機能の一層の発揮に取り組んでおります。特に営業店、本部審査部、事業支援グループが一体となった取組みを行なっております。
- 取引先の再生のためのDD(デューデリジェンス)を適切に行い、再生可能性が高いと考える先に対しては、DDS(資本金借入金)の導入にも取り組んでおります。なお、令和7年3月末時点でDDSを実施または実施を決定しているものは、4先490百万円となっております。
- 令和6年度の経営改善に対する取組実績は次のとおりです。

【令和6年4月～令和7年3月】

(単位：先数)

		期初 債務者数	うち 経営改善支援 取組み先数	αのうち期末に 債務者区分が ランクアップ した先数	αのうち期末に 債務者区分が 変化しなかった 先数	αのうち再生 計画を策定した 先数	経営改善 支援取組み 率	ランク アップ率	再生計画 策定率
		A	α	β	γ	δ	α/A	β/α	δ/α
正常先	①	1,749	6		1	6	0.34%		100.00%
要注意先	うち その他要注意先	②	336	5	18	22	6.54%	22.72%	100.00%
	うち 要管理先	③	2	2	0	2	100.00%	0.00%	100.00%
	破綻懸念先	④	103	37	32	37	35.92%	5.40%	100.00%
実質破綻先		⑤	36	0	0	0	0.00%	—	—
破綻先		⑥	2	0	0	0	0.00%	—	—
小 計 (②～⑥の計)		479	61	7	51	61	12.73%	11.47%	100.00%
合 計		2,228	67	7	52	67	3.00%	10.44%	100.00%

(注)・期初債務者数及び債務者区分は令和6年4月当初時点で整理。
・債務者数、経営改善支援取組み先は、取引先企業(個人事業主を含む。)であり、個人ローン、住宅ローンのみの先を含まない。
・βには、当期末の債務者区分が期初よりランクアップした先数を記載。
・なお、経営改善支援取組み先で期中に完済した債務者はαに含めるものβに含めない。
・期初の債務者区分が「うち要管理先」であった先が期末に債務者区分が「うちその他要注意先」にランクアップした場合はβに含める。
・期初に存在した債務者で期中に新たに「経営改善支援取組み先」に選定した債務者については(仮に選定時の債務者区分が期初の債務者区分と異なっていたとしても) 期初の債務者区分に従って整理。
・期中に新たに取引を開始した取引先については本表に含めない。
・γには、期末の債務者区分が期初と変化しなかった先数を記載。
・みなし正常先については正常先の債務者数に計上。
・「再生計画を策定した先数δ」=「中小企業活性化協議会の再生計画策定先」+「RCCの支援決定先」+「金融機関独自の再生計画策定先」

4. 地域の活性化に関する取組状況

- 地域の金融機関や信用保証協会との連携・協調を行なっております。
- 中小企業活性化協議会との緊密な連携を図っております。
- 他の金融機関や公的支援機関と連携し、地場産業での中心的な企業の経営改善や再生支援に取組むことにより、地域の面的な再生、活性化に取組んでおります。
- 当組合では、営業店ごとに結成されている「けんしん会」において、親睦のみならず、視察研修セミナーや、取引先間の連帯感の強化等をおとして、地域経済の活性化等に取組んでおります。

開示項目一覧

本冊子は協同組合による金融事業に関する法律第6条で準用する銀行法第21条に基づいて作成したディスクロージャー資料(業務及び財産の状況に関する説明書類)です。各開示項目は、以下のページに掲載しています。

●概況及び組織に関する事項

掲載頁

1 事業方針(経営理念)	1
*2 事業の組織	16
*3 理事及び監事の氏名及び役職名	16
*4 事務所の名称及び所在地	18
*5 当組合を所属信用協同組合とする信用協同組合代理業者に関する事項	該当しません
6 営業区域	18
7 自動機器の設置状況	18
8 子会社	該当しません

●主要な事業の内容

*9 預金・融資・サービス業務等の内容	11～13
---------------------------	-------

●事業に関する事項

*10 直近事業年度の事業概況	5～6
主要な事業状況を示す指標(5年間)	

*11 経常収益	23
*12 経常利益(経常損失)	23
*13 当期純利益(当期純損失)	23
*14 出資総額	23
*15 出資総口数	23
*16 純資産額	23
*17 総資産額	23
*18 預金積金残高	23
*19 貸出金残高	23
*20 有価証券残高	23
*21 単体自己資本比率	23
*22 出資に対する配当金	23
23 組合員数	23
*24 職員数	23

主要な業務状況を示す指標(2年間)

*25 業務粗利益及び業務粗利益率	24
*26 資金運用収支、役員取引等収支及びその他業務収支	24
*27 業務純益、実質業務純益、コア業務純益及びコア業務純益(投資信託解約損益を除く。)	24
28 経費の内訳	25
*29 資金運用勘定並びに資金調達勘定の平均残高、利息、利回り及び資金利鞘(総資金利鞘)	24～25
*30 受取利息及び支払利息の増減	25
*31 総資産経常利益率	23
*32 総資産当期純利益率	23

預金に関する指標(2年間)

*33 流動性預金、定期性預金、譲渡性預金その他の預金の平均残高	27
*34 固定金利定期預金、変動金利定期預金及びその他の区分ごとの定期預金の残高	27

貸出金に関する指標(2年間)

*35 手形貸付、証書貸付、当座貸越及び割引手形の平均残高	27
*36 固定金利及び変動金利の区分ごとの貸出金の残高	27
*37 担保の種類別(預金積金、有価証券、動産、不動産、保証及び信用の区分)の貸出金残高及び債務保証見返額	25
*38 使途別(設備資金及び運転資金の区分)の貸出金残高	27
*39 業種別の貸出金残高及び貸出金の総額に占める割合	26
*40 預貸率の期末値及び期中平均値	23
41 消費者ローン・住宅ローン残高	28

有価証券に関する指標(2年間)

掲載頁

*42 商品有価証券の種類別(商品国債、商品地方債、商品政府保証債及びその他の商品有価証券の区分)の平均残高	該当しません
*43 有価証券の種類別(国債、地方債、社債、株式、その他の証券)の残存期間別の残高	30
*44 有価証券の種類別(国債、地方債、社債、株式、その他の証券)の平均残高	30
*45 預証率の期末値及び期中平均値	23

●事業の運営に関する事項

*46 リスク管理の体制	7～8
*47 法令遵守の体制	9
*48 中小企業の経営の改善及び地域の活性化のための取組み状況	41
*49 苦情処理措置及び紛争解決措置の内容	14

●財産の状況に関する事項(2年間)

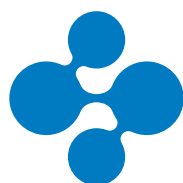
*50 貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書(又は損失金処分計算書)	19～22
*51 協金法開示債権(リスク管理債権)及び金融再生法開示債権の保全・引当状況	29
(1) 破産更生債権及びこれらに準ずる債権	
(2) 危険債権	
(3) 要管理債権	
(4) 三月以上延滞債権	
(5) 貸出条件緩和債権	
(6) 正常債権	
*52 自己資本の充実状況について	31～40
次に掲げるものに関する取得価額又は契約価額、時価及び評価損益	
*53 有価証券	30
*54 金銭の信託	該当しません
*55 デリバティブ等商品	該当しません
*56 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額	28
*57 貸出金償却の額	28
*58 法定(協金法第5条の8第3項)の会計監査人の監査	23
59 代表理事の財務諸表の適正性、内部監査の有効性についての確認書	23

●その他

60 沿革・歩み	17
61 トピックス	3
62 社会貢献活動等	4
63 人事教育・福利厚生	17
64 総代会のしくみ	15～16
65 報酬体系について	28
66 経営者保証に関するガイドラインへの対応	10

(注)

*印は、協同組合による金融事業に関する法律施行規則第69条に定められた法定開示項目です。
#印は、金融機能の再生のための緊急措置に関する法律施行規則第6条に定められた法定開示項目です。



けんしん

滋賀県甲賀市水口町八光2番45号

TEL : 0748-62-4100(代)

<https://www.shigaken.shinkumi.jp>